319.22
Tu 782k

0010999000

0010999-000

319. 22－Tu782k

旧南京国民政府対外政策概観

通信調査会

1940

ABJ

319.22
Tu 782k

旧南京国民政府対外政策概観

特別調査報告

舊南京國民政府對外政策概觀

——日支事變勃發まで——

通信調査會編

319.22
Tu 782k

舊南京國民政府對外政策概觀

——日支事變勃發まで——

39446

まへがき

孫文の率いた革命黨の中華民國國民政府は彼の沒後民國十四年（大正十四年）の七月一日に廣東で孤々の聲をあげた。

その後の國民政府の歩みはじつに波瀾萬丈を極めたものである。成立の當初は孫文の遺志を繼いで容共政策を取り治どすべてがソレン顧問の指揮下にあつたやうである。

それから猛烈な排英排日運動が全支に展開されたり蔣介石の共產黨大彈壓が捲き起され露支國交斷絶を見たり或は又革命多年の課題であつた北伐の完成を見るなどともかくも世界の面前に新興支那の相を現して來たのである。

世界は眼をあげてこの老大國の新生命の息吹きを注視した。この瀕死の老大國が新生命を吹き返しかけると全身到る處近代文明國か野蠻國かの頑丈な爪ががつちりと打ち込まれて居た。

彼等はその體内深く食ひ込んで居る爪を取らんが爲に、或は狂氣の如く暴れ或は赤子の如くに哀叫し續けたのである。孫文はこれを支那の次殖民地化といつた。この次殖民地化よりの自己解放の主張こそは國民政府成立以來彼等の

對外政策を一貫して居る主流である。

この主流はたとひ汪が蔣に代つて全支を統轄するやうになつても毫も變改する處はなからうと思はれる。又飜つて考へると日支事變その物が今日では大東亞全域に亘る白人支配の次殖民地化よりの解放戰となつて居る。

そこで支那の次殖民地化脫却の要求は事變の指向する大潮流の中にも早攝取されて居るのである。たがしかし今後自主的大東亞建設の主動役を擔當する日本はこれを領導して行く爲にも一應過去のかうした主流をなかめておくのも穴勝無駄ではあるまいと思ふ。

さういふ意圖で事變までの枝葉を切り取つた舊國民政府對外政策の幹だけをまとめてみた。

昭和十五年六月

舊南京國民政府對外政策概觀

——支那事變勃發まで——

目次

まへがき……一
第一章　三民主義……三
一、三民主義綱要
二、民族主義
三、民權主義
四、民生主義
第二章　三民主義に則る舊南京國民政府對外政策基調……九
一、廣東國民政府時代
二、武漢國民政府時代
三、分裂後の蔣中心新南京國民政府時代
四、統一後の南京國民政府時代

目次

目　次

五、滿洲事變後支那事變までの南京國民政府時代
第三章　舊南京國民政府對外政策の具體的發展經過……三七
一、廣東國民政府時代
二、武漢國民政府時代
三、南京國民政府時代（滿洲事變前まで）
四、南京國民政府時代（滿洲事變より支那事變まで）
イ、滿洲上海兩事變概說
ロ、國際聯盟依存外交（滿洲事變）
ハ、國際聯盟依存外交（上海事變）
ニ、滿洲上海事變後の對日外交經過
むすび……八九

第一章　三民主義

一　三民主義綱要

三民主義といふのは孫文によれば救國主義であつて、支那の國際上政治上經濟上の地位の平等を計るものである。民族主義、民權主義、民生主義の三つである。つぎの一支那人の圖解したのをみると全貌がよく分ると思ふ。

「三民主義圖示」

三民主義
- 民族主義
  - 對自國
    - 一、中國民族自ら解放を求む
    - 二、國內民族一律に平等なるを認む
  - 對世界―世界被壓迫民族全體の解放を計る
- 民權主義
  - 政權
    - 一、選舉權
    - 二、罷免權
    - 三、創制權（國民の必要に應じ公衆の意圖により法律を創制する）
    - 四、複決權（被法權、公衆の意圖で法を被すると共に法律を通過させる權をも包含する）
  - 治權
    - 一、司法權

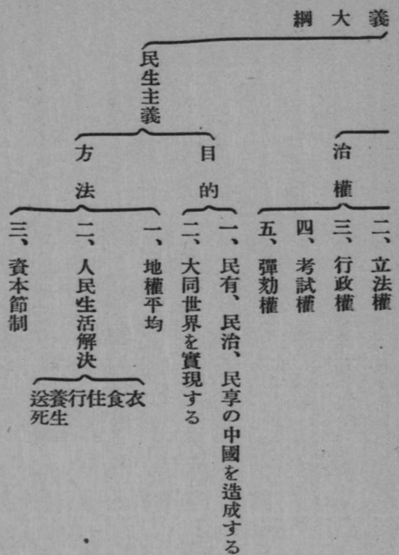

二 民族主義

三民主義中の民族主義とは國民主義であつて家族主義と宗族主義とのみがあつて國民主義のない支那四億萬人を打つて一丸とした强固の支那國家を造り上げるのがその最大目標である。

「圖示」

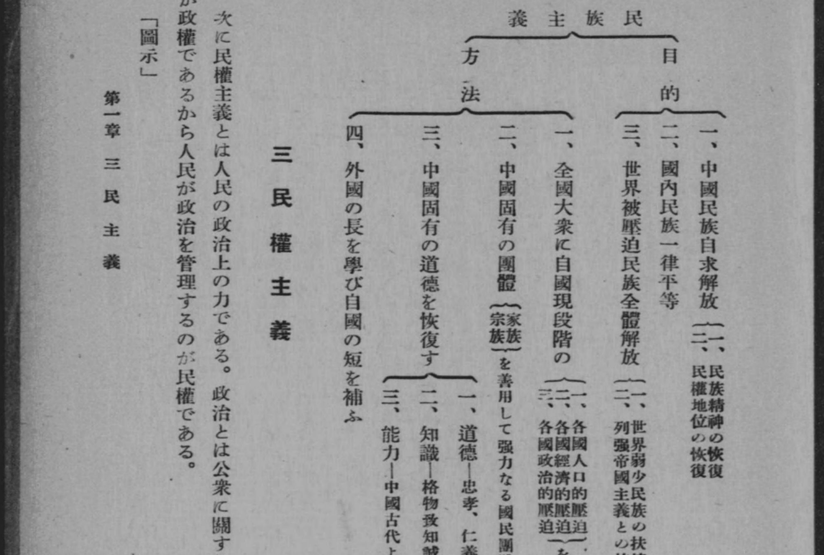

三 民權主義

次に民權主義とは人民の政治上の力である。政治とは公衆に關することを管理するを謂ひ、衆人の事を管理する力が政權であるから人民が政治を管理するのが民權である。

「圖示」

蒋南京國民政府對外政策概觀

- 民權主義
  - 政權（「直接民權」）
    - 一、選舉權—人民は身分財産を同はず一定の法則の下に於て國家の公務員を選舉す
    - 二、罷免權—人民は公務員に違法瀆職其他不當の所爲ある時は一定の法則に據つて之を罷免す
    - 三、創制權—人民は需要の法律に對しては其の新たなると補充なるとを問はずこれを一定の規定の下に於て創制す
    - 四、複決權—人民は立法團體に依つて決定され或は又これに據つて國家が施行する法律に對して人民の需要に合せざるものあるときは一定の規定の下に於てこれを廢止又は改修す
  - 治權（「政府權」）
    - 一、司法權—民事訴訟事件戶籍監獄及び保護事務其他一切の司法行政事務を管理す
    - 二、立法權—行政司法に對して云ふこれを國會に操る
    - 三、行政權—國家の立法司法以外一切の行政事務を掌司する
    - 四、考試權—國家は試驗を以て人材を取用し普通選舉の缺を裨補す
    - 五、彈劾權—政府の犯罪或は違法を責め國會政治の弊を救ふ

「政權は治權を管理する」

四 民生主義

最後の民生主義は社會主義であり生產主義であり大同主義である。

- 民生
  - 「圖示」的目
    - 一、民有、民治、民享の中國國家を造成す
    - 二、大同の世界を實現す
  - 主義方法
    - 一、地權平均
      - 一、國家は土地法、土地使用法、土地徵收法、及び地價稅法を規定す。一定期間後に於ては私人の所有權は法定限度を越ゆるを得ず
      - 二、私人にして土地を所有するものに其地價を定め政府に報告せしむ、國家は地價に付き徵稅し或は必要に應じて報價に依つて之を買收す
    - 二、資本節制
      - 一、凡そ事業にして個人に委すべきか、或は國家經營よりも個人經營が適宜とするものは個人に之を爲さしめ、國家はこれを奬勵し法律を以て之を保護す
      - 二、凡そ獨占の性質あるか或は規模過大にして私人にしては辦じ能はざるもの—銀行、鐵道、航路—等は國家が之を經營辦理す
    - 三、人民生活解決
      - 衣食住行養生送死の問題
        - 一、國家は農民を幇助し農業を改良す
        - 二、國家は政治權力を以て本國の工業の發展を保護し礦產を開發し鐵路道路を建築し運河水道を修治し商港市街を建設す
        - 三、國家は教育を普及し養老育兒撫疾周卹各種制度を實施す

第二章　三民主義に則る舊南京國民政府對外政策の基調

一　廣東國民政府時代

一九二五年すなはち民國十四年（大正十四年）七月一日國民政府は孫文の建國大綱に基いて廣東に設立された。この時代の對外政策は所謂革命的外交ともみらるべきものである。ソヴエート・ロシヤが新政府内に頑張つて強力な指導力をもつてゐた點に於ては濃厚な親露外交であつた。また政府自體からいへば中味はソヴエート・ロシヤで衣物が國民政府であり、國民黨であり、中國であつたとも換言することが出來よう。

試に前年民國十三年一月に廣東で開かれた第一次の國民黨全國代表大會決議、又は第二次のそれらをみてみるとこの間の消息がはつきりしやう。

第一次全國代表大會對外決議

1、一切の不平等條約外人の租借地、領事裁判權、外人管理關稅權、外人が中國内地に於て行使する一切の政治的權力及中國の主權を侵害する者は、皆取り消し相互尊重の條約を締結すべし。

2、凡そ自發的に一切の特權を放棄し、及び中國の主權を破壞する條約を廢止する者は中國は認めて最惠國と爲す

べし。

3、中國が列國と締結する其他の條約にて中國の利益を損するものあれば、新に審定し務めて双方の主權を害せざるを以て原則となすべし。

4、中國が借りたる外債は、中國の政治上及實業上の損失を受けざる範圍内に於て之を保證し償還すべし。

5、國匪事件の賠償金は完全に教育費となすべし。

6、中國に於ける無責任の政府例へば、賄選議員の如き僭竊の北京政府の如き其の所借せる外債は、人民の幸福を增進するに非ず、軍閥の地位を維持し賄買侵略盜用を行使せしむるものなるを以て、此等の債欵に對し中國人民は償還の責任を負はず。

7、各省の職業團體（銀行商界等）社會團體（教育機關）を召集し、會議を組織し外債償還の方法を準備し、以て債務の爲めに國際的半植民地の地位に陷りたるを脫離せしむべし。

斯如く對外强硬政策を眞向に振りかざして、列强殊に英帝國主義打倒に邁進したが、其の背後には常に思想的、物質的に、又軍事的にソレンの强力な指導と支援とがあつたことはいふまでもない。更に積極的聯露政策が第二回全國大會に於て公けに決定せられた。

第二次全國代表大會對外決議

一九二六年民國十五年一月四日國民黨第二次全國代表大會は廣東で開かれたが、その大會では總理孫文の遺教に基いて、最もソヴエート的であり革命的な打倒列强帝國主義政策並共實行方法を決議發表した。

政策

1、世界革命的先進國と聯合する事。

2、世界上に於ける一切の被壓迫民族を聯合する事。

3、帝國主義國家内に於ける大多數の被壓迫民族を聯合し以て共同に奮鬪する事。

實行方法

1、總理の聯露政策を繼續しソヴエートロシヤと切實に聯合する事。

2、弱少民族を扶助し而して革命的人材を養成し、以て彼等をして自ら解放せしむるを得せしむる事。

3、一切の被壓迫階級と聯絡提携し以て共同戰線を鞏固にし一致して帝國主義に對し進攻せしむる事。

4、國民黨の對露聯共メッセージを發送すること（中國國民黨第二次全國代表大會の名に於て中露大聯合・打倒帝國主義のメッセージを發送した）。

二　武漢國民政府時代

廣東國民政府は十五年十一月武漢移轉を決定したが、武漢に移轉した當時は幾分對外的妥協に傾いて居た。その頃

の代表的な對外意見として陳公博及蔣介石等は次の様な見解を述べて居る。當時の對外策の動向を知るに足らう。民國十五年十一月蔣介石が九江に於て外人記者と會見の際發表した談話によると、

「國民政府は絶對に各種の不平等條約の存在を否認す。故に不平等條約を取消し租界を回收する迄中國の國民革命は決して進行を止めざるべし。此の事業は革命事業なる故毫も時機を必要とせず。治外法權を廢除し租界を回收する事は即時に實行すべきものなり。

外人が中國に居る以上又外人が中國と交易を欲する以上、必ず中國の法律を遵守すべきなり。若し遵奉せざれば何人と雖も居留することを許されず。貿易に於ても又然り云々」と。

陳公博の不平等條約に關する意見には、

「不平等條約の撤廢は中國の統一を速かならしむる爲めに速かに撤廢されんことを望む。

不平等條約の撤廢を發言したるものは國民黨なるが、現在漸次國民全般の叫びとなりつゝあり。國民黨の意見として此の不平等條約を撤廢せざれば、中國の統一は不可能なり。目下吾人が戰ひつゝあるは我利我慾の軍閥を打破するにあり。

廣東に於ては不平等條約は實行されざるも不平等條約の實行されつゝある方面に比し却つて安全なり。諸外國人が不平等條約を撤廢せば、直ちに危險を來すべしと感ずるが如きは妥當と思はれず。故に至急之を撤廢して人心の不安を去り、同情を以て共の利益の實效を收むる方が寧ろ得策なり」と。

か様に多少妥協に傾きつつあつたが、汪精衞等、黨内左派及除讓、ボロヂン、宋慶齡等の共産派が武漢政府並に黨

内に於て著々牢固たる勢力を確立して來ると共に、國府外交部は一段と「革命的外交」に飛躍し「外國の中國國内にある一切の政治權力にして中國の主權を侵害するものは一切之を取消す」といふ外交的基調を樹て、更に「先づ軍閥を討伐し英日の帝國主義を打倒し、一面國内各階級革命分子と聯絡せば能く帝國主義者と對抗するを得べし。國内革命同志は只共産黨、國外の革命同志は只ソヴエートロシヤなり。革命をして早日成功せしめんと想へば、應々共産黨とソヴエートと聯絡し共同奮鬪すべし」といふ様な主張に移行していつた。

そして民國十五年十二月の武漢討英國民大會を契機として漢口、九江等の英租界回收に成功したのである。しかるにかうした革命外交の進展を恐れた日英米佛の列强は、共同歩調を取つて武力壓迫を加へんとするに至つたので、國民政府當局は遂に民國十六年四月また左の如き稍妥協的な「戰時外交策略」なるものを發表して列强の鋭鋒を回避しようと策した。

戰時外交策略

1、幾月以來帝國主義者は吾等革命の間隙を窺伺し、常に一種の口實を探し出し聯合干涉の用となさんとせり。帝國主義者の此種の企圖は本來決して成功するものにあらざるも、不幸にして吾等の革命戰線の中には内奸があり、反動勢力は長江上下及其他の各地に瀰漫し、帝國主義者は我等の革命勢力の分裂を看て寄貨居くべしと爲し直ちに聯合して我等に向ひ進攻し來れり。南京の事件は既に共の端を開き、現在英國は又大型の戰艦を以て數千の兵士を運送し來り漢口を恫喝しつゝあり。吾等は張作霖との作戰時期に於て此の困難に遭遇せるは革命進行中の大障碍なりと云はざる能はざるものなり。

第二章　三民主義に則る舊南京國民政府對外政策の基調

2、吾等は此種の局面に處して直ちに打倒帝國主義を唱ふるは本黨の根本政策たる事を知らざるべからず。此の政策を實行する方法は卽ち帝國主義者と隨時隨地に鬪爭し、毫も緩和せざるにあり。

之又本黨が領導し革命民衆が歷年實行し來りし所のものなり。一切の反革命派西山會議派に依る現在の上海、南京の僞革命反革命派等が我等と合作し能はざるは本黨の政策に背きし所以なり。最も重要なる點は卽ち此處にあり。彼等は帝國主義者と妥協せんとし決して徹底的に帝國主義に反對するものにあらず。

3、我等の根本政策は斯くの如しと雖も、我等が帝國主義者に應付せんとする策略は革命の利益に根據して定む可きものにして、無論前進し或は退却するといふ事はすべて革命の策略により、すべて革命の利益を謀る爲なり。最れ卽ち或は積極的に革命勢力の發展を謀るか、或は消極的に革命勢力の危險を避難するかと云ふ事なり。

現在の狀況の下に在りて帝國主義者の武力干涉をなす唯一の口實は、國民政府の統治區域以內に於て、外人が自由に商業を營む事能はずといふ事なり。彼等はこの口實を用ひて一般帝國主義者と語り合ひ、聯合して吾等の革命に對付せんとするものなり。

吾等の策略は卽ち此の彼等の口實を消滅する爲に彼等に商業を營む事を允許し、且つ何等かの方法を設けて彼等に自由に商業を營ませ此の口實を去り帝國主義をして造謠蠱惑の資料を失はしむべきものなり。

4、革命は民衆の爲に利益を謀るのが本黨の政策にして、策略は革命民衆の利益を根據として定めたるものなり。外交政策の實行は猶革命民衆の了解と擁護とを要するものなり。革命の勝利を得ると否とは革命を領導する黨、卽ち革命の政府と革命の民衆とが革命の利益を前提となす共同の策略を遵守するか否かにあり。

進むべき時には共に進み、退くべき時には共に退き、我等の步驟は常に一致して壁壘森嚴にして敵人の乘ずべき機會を與ふべからず。敵人が乘ずる機會無くば卽ち是革命勝利の保障なり。如何に革命の步驟を整ふるか、如何に革命の勢力を統一するか、如何に革命の紀律を執行するか、夫れは當然本黨各級黨部と各民衆團體とが聯合して共同にて辦法を商定すべき事なり。

5、夫れ等の辦法は當然次の如き各種事項に包括さるべきなり。

(1)既にして國家が外人の各地に在りて自由に商業を營む事を允許せる以上、我が革命民衆は外人經營の洋行銀行に對し一種新たなる策略を採取し諸君により決定して一體に執行するを要す。

(2)同時に政府が外人に商業を營ましめんとする外交策略は又容許の態度を採るべきものなり。而して方法を設け彼等をして商業を營ましむべし。

(3)工人はこの策略時期に在りてよく革命の策略を遵守し、同時に作戰時期に受くる所の生活上の困難も又何等かの方法にて解除すべきものなり。特に作戰時期には武漢は各所の交通不便利にて物價が昂騰する故、生活必需品の價格に就き政府は當然相應に制限し、工人をして生活の困難を感受せしめざるべし。

かうした外交策略によつて一時兎も角列强の武力干涉・回避を計つたが、間もなく蔣介石は武漢政府を否認し、南京に於て新國民政府を組織して共產派黨內左派と袂を別つたのである。

三　分裂後の蔣中心新南京國民政府時代

武漢國民政府は十六年三月漢口で第三次中央執行委員全體會議を開き蔣の權限に大斧鉞を加へて、遂て南京・武漢の兩派に分裂して終つたが、分裂後の蔣介石中心の南京政府は「革命外交」より「協調的外交」に轉換した。これは一面黨内政情の複雜化と客觀的狀勢の變化とによることは論を俟たない。新南京國民政府は十六年四月十八日樹立されたがその直後一九二七年民國十六年五月十五日次の樣な對外政策を中外に發表した。

×

反帝國主義運動中に於て中國の外交對策は如何なる徑路を採るべきか、如何なる步驟に依るべきか、中國が避くべき事、吾等が注意考慮すべき事は大約左の如きものなり。

1、反帝國主義運動中に於て各國帝國主義者は聯合して我等に干涉を加へる可能性なかるべしとの故を以て、吾等は是非とも

る以前にありては、これ等の事業は容易に文化侵略の工具となり、我等は當然夫れを指摘すべきものなるも、帝國主義の特殊勢力が取り消されたる場合は、これ等の事業は自然に相當の價値を有するものなり。それ故に吾等は其目標を見極め、此の事業に對し必ずしも滅茶苦茶に攻撃する事を必要とせざるなり。

3、外國人の商業は保護を加ふべし。近來外國人工場商店等の休業及不況の現象現はるゝも其原因は兩種にあり。一は帝國主義者の經濟封鎖政策の爲にて、此政策は武力派及財政資本家の主張なり。以て國民革命の發展を包圍困乏せしめんとするものなり。商業資本の一派に至りては、此種の主張に不贊成なり。この種の方法は國民革命の發展を妨害するに足らず、反つて貿易經濟が重大なる打撃を受くる所以なり。

その二は中國の民衆が帝國主義を厭惡するに依る。然し我等の反帝國主義運動は帝國主義が中國に有する特殊勢力を取消すにあり。決して從前の鎖國政策を恢復して外國人を中國より跡を絶たしめんとするにあらず、それ故に反帝國主義運動と商業保護政策とは各々一種の作用ありて並行して悖らざるやうになす可きなり。若し商業に保護を加へざれば、勢ひ必ず失業工人多きを加へ、需要貨物は缺乏を告げて國家の政府及社會の生計は均しく不利を蒙るべし。

以上三項は皆目前の外交政略にして若し果して反帝國主義の目的明瞭となれば、則ちこれ等の方略に對して必ず能く其意義を了解し善用し得べし。それ國民革命は力量を集中して帝國主義者の中國に於ける政治上經濟上の特殊勢力を取り消すべき所以なり。例へば、領事裁判權の取消の如きは、則ち外國人の中國に在る者は、皆中國法律の管轄を受け、その生命の自由及私有財産と各種經營事業とが當然中國人と差別さるべきものにあらず、關稅不平等制度の取消も、外國人が中國に在りて、商業を營めば中國と有無相通じ双方が利する故、只その平等を求め我等は唯々根本的に着手するのみ。此時局嚴重の際に處しては、凡そ我同志は須らく上述の外交方略に照して民衆を領導し、一致進行すべきなり。この國民革命の發展は、反帝國主義者の最後の勝利と極めて關係ある故國民各人將に努力すべし。

×

これらを細かに味讀してみるときことに彼等の複雜な内外に對する政略的心理がうかがひ得られる。

四　統一後の南京國民政府時代

上に述べたやうに蔣介石の獨裁を怖れ蔣の權限抑壓を策して遂に分裂した武漢南京兩派も武漢派の政治的讓歩によつて妥協成立し、一九二七年民國十六年九月十五日南京に統一國民政府を樹立したのである。いま當時の對外的動向を見ると次の様なものである。

廢約政策の提言

これは民國十六年十一月に外交部長伍朝樞によつて發表せられた不平等條約廢止と、新條約締結を提言したものゝ要旨だが、國府從來の主張を繰返したものに過ぎない。

×

國民政府は一切の不平等條約を取消し、双方に平等且相互に主權を尊重し重ねて訂約すべき職責を有する事は既に中外に對し屢々宣示せる所なり。國民政府外交部長は茲に國民政府を代表し、特に鄭重に再び左の如く宣言すべし。

1、凡そ從前北京と各國との間に締結せる各種の不平等條約は現在已に存在すべき理由なき故國民政府に依り正當なる手續を以て一概に之を廢除すべし。此等條約中に於て改修期限を規定せるものにして、若し現在既に滿了せる者は卽時に終止すべし。國民政府は更に關係各國と個別に新約を改訂すべし。

2、各種條約協定にして若し國民政府を經て締結せるに非されば效力を發生せざるべし。依つて玆に宣言す。

民國十七年二月十日の新約商訂聲明

右の廢約を提言した後新たに外交部長となつた黃郛は更めて平等互惠の立場に於ける新條約締結を列强に希望した。

×

現在不平等なりと公認されたる一切の中外條約に對し、國民政府は急速に廢除を促進せんと欲するを以て、充分に努力準備せり。我政府は切に各友邦に對し最短期間の中に、平等及相互に主權を尊重するを基礎とし、新約の商訂を開始せられん事を望むものなり。云々

×

この頃の對外主張は殆ど從來の態度を繰返して何の新味もないが、この後北伐の進展と共に生氣を帶びて來るのである。

民國十七年六月十五日南京國民政府の對外宣言

國民政府は北伐完成と同時に中外に向つて次の一大宣言を發して列國の中國認識を新たにせんことを希望したが、北伐完成といふ孫文以來の一大課題を成就した言はば劃期的宣言なる點に於て吾人の注目に値しやう。

×

中華民國玆に中國統一の事業を完成するに際し、謹んで世界友好諸國に左の如き宣言を發表す。抑も國民政府の唱導する國民革命は、其の根本目的に於て一個の新國家を建設せんとするに在り。現在の軍事時期將に終を告げんとし、國民政府は正に國內一切の整頓及び建設の目的に向ひ一路完成を期せんとするものなり。

所謂「新國家の建設」とは孫總理の定むる三民主義の實現にして、國內にありては國民の自由福利を謀り、以て國際的平等及平和を圖る目的なり。

而して舊時代の腐敗せる軍閥政治は當然之を排除し、其の根本的に現在の社會組織を破壞する者、例へば共產黨の如き又其の存在を容るゝ能はざるものなり。若し今にして新國家を建設せんと欲せば、國民政府はその對外關係に就き自ら一新紀元を劃すべき事當然なり。

中國は八十餘年の間、常に不平等條約の束縛を受け、此種の束縛は實に國際間相互の主權を尊重する原則に違背し、而して又獨立國家の允許し能はざるところなり。

こゝに於て中國政府は屢々對外宣言を發表し該友邦の諒解を期待し、幸ひにして一九二六年末以來中國は該友邦當局の新約改訂に關する善意的表示に接し、今中國統一の完成を機會に更に一步を進めて、正當なる手續に依り條約の改訂を實行し、以て平等にして相互の主權を尊重せる宗旨を完成せんとするものなり。

國民政府はこれら條約改訂の後に於て中外和交の親睦國民親善の增進、國際貿易及交通發展、外人生命財產の保障につき必ず更にみるべきところあらん事を深く信ずるものなり。

國民政府が今更に各友邦に對し告げんと欲するところは、我が政府の成立以來友邦に對し平等の原則に基き合法的手段に依りて負ふところの義務は、終始未だ之を蔑視せしことなきのみならず、一切の國際間に於ける束縛解除の後に於ては、中國と各友邦間に於ける物質上精神上の相互扶助を增し、近き未來に於て必ず世界文化の進步を促進し得るものと深く信ずるものなり。

以上の宣言は國民政府が至誠の意を以て全國民衆を代表し、以て世界各友邦に告げ、而して深く各友邦の充分なる諒解を求め、更に中國新國家の建設に對し一層の同情を寄せられ、人類共存の義を全うせられんことを熱望するものにして以て世界の爲に永遠の平和を謀らんとするものなり。

×

この宣言に於て吾々の興味をひくものは孫文以來の政策を一擲して對共產黨態度を明示してゐることである。當時の國民政府の動向を知ると共に現在並將來に對しても我々は何等か暗示せられるのではあるまいか。

條約改訂宣言

これは民國十七年七月中央常務會議に於て決定後各國公使を經て夫々本國へ傳達せしめたものである。

×

國民政府は現在の社會情勢に適合し、且國際的友誼、及幸福を增進せんとする爲、一切の不平等條約の廢除及双方の平等、並に相互に主權を尊重する原則の下に新約の改訂をなすを急務と視ること已に久し。

此種の趣旨は已に幾度も宣言に發表せるところにして、現在中國の統一は既に完成を告げたるを以て、國民政府は上述の趣旨につき當然速かに其貫徹を期せんとするものなり。

國民政府は法に依り繼續的に當然中國在留の外人の生命財產を保護する以外、一切の不平等條約は之を廢止すべきを以て、左の如き要旨の宣言を發表列國に通知せり。

1、中華民國と各國間の條約にして既に期間滿了のものは當然之を廢除し、而して新に新約を締結す。

2、其期間未だ滿了せざるものは、國民政府に於て相當の手續を以て之を解除し、改めて新約を締結す。

3、舊約既に滿期せるものにして、未だ新約を締結せざるものは、國民政府に於て適宜なる臨時辨法を締結し、以て一切を處理す。以上宣言す。

第三次全國代表大會對外決議

一九二九年民國十八年三月第三次全國代表大會を南京に開催して黨の外交方針を決議し中外に發表した。

この決議に於ては多年主張した「國際的平等互惠原則」が國際間に稍々承認せられ殊に「關稅自主權」の主張は初步的成功を收める事が出來た。是れは偏に革命民衆が三民主義を奉じ一致團結奮鬪した結果である。益々全要求の貫徹に邁進せんことを期する旨を强調して居る。そして更に百尺竿頭一步を進めて孫總理平生抱懷せる精神に則つて今後の對外方針を明確にしなければならぬと、次の三原則を決定したのである。

1、從前中國と列强の間に締結せる不平等條約は必ず廢棄すべく、重ねて双方に於て平等且相互に主權を尊重せる條約を締結す。

2、以後中國と外國との間に締結すべき條約は須く双方の主權を害せざるを以て原則とす。

3、中國の借款は須く中國の政治上經濟上損失を受けざるを標準とし、重ねて之を整理する事。

以上決議せられた對外三原則について更に說明を加へ——「此の三原則は國民黨が特に現有の一切の不平等條約の原則の廢除を主張するのみならず、且中國の國際間に於ける自由平等への路を恢復する唯一の原則である。今後黨は全黨の同志及び全人民の力を集合し第一次全國代表大會所定の對外政策の全面的實現を促進して、帝國主義列强の半殖民地化せる地位より速かに離脫し獨立自由の主權を恢復すべきである。

次にかゝる不平等條約廢棄の爲に第一は內外庶政は國民政府に、全國民の思想は三民主義に眞實なる全國的統一を實現しなければならぬ。

第二は國力の充實である。國力の充實を圖るには孫總理の「建國方略」に則り可及的迅速に全國の物質的建設を遂行するにある。而して、將來完全に不平等條約廢棄の時期が到來すれば、其の時は「本天下爲公」又は「先づ濟弱扶傾」と言ふ故總理の對外的理想の實現を世界に向つて要求する。孫總理は「中國若し强盛になれば自ら民族的地位を恢復し得るのみならず、更に世界人類に對し一個の大責任を負ふべし、大責任とは何ぞ　先づ濟弱扶傾の政策の決定なり」と訓へてゐる。換言すれば弱少民族を帝國主義的壓迫より解放して自由と獨立とを得せしめ世界大同の治を具現する」と、——大略この樣な對外策の基調を解明してゐる。

國民政府訓政時期外交對策草案

これは一九二九年民國十八年四月二十日訓令第六百十三號發表「國民政府施政綱領草案」中の對外政策で、この後外交當局の實踐的原則となつてある部分は、實行せられたものである。

1、外交交涉員の撤廢

2、地方政府の外交執行に對する監督及指揮

2、不平等條約の取消及平等條約の締結

1、不平等條約の滿期せるものは各國と別に平等條約を締結す

2、不平等條約未滿期と雖も各國と別に平等條約を締結す

3、無條約各國とも平等條約を締結す

第二章　三民主義に則る舊南京國民政府對外政策の基調

3、國際地位の向上
1、重要國の公使を大使に昇格
2、中國と關係ある各種の國際會議に參加
4、使領館の整理及增設
1、駐外各使領館の增設又は裁辨
2、使領館職員の任用試驗擧行
5、海外華僑の保護
1、僑民の生活及び各種事業の調査
2、僑務各機關に關する整理
3、僑民の地位增進
6、租界界務の整理
1、租界問題に關し「界務委員會」を組織して租界の規約事宜解決を研究す
2、全國各處の租界の測量製圖
3、領海及び海灣範圍の規劃
4、假定的未勘界勘界の區別實行
7、國際宣傳の擴大

1、國際宣傳機關の設立
2、國外宣傳員の派遣
8、世界永遠平和の促進
1、世界各民族の平等促進
2、世界永遠平和の宣傳に努力

民國十八年五月十四日中央執監全體會議の外交決議案

1、最短期間に於て不平等條約の廢除を期し、領事裁判權の撤廢及び租界回收を促進する。その大體の案次の如し。
2、領事裁判權撤廢の前提たる民法、商法、刑法の制定は民國十八年中に規則を整へ、民國二十年一月一日より實施する。司法制度の改革は司法制度調査委員會にて立案するが、國際中國制度調査特別委員會の勸告に副ふべく諸般の整理實現を期す。
然し各國主張の漸進的撤廢論は絕對に之を斥け、條約改訂の際平等相互を原則とする新條約を締結して、其撤廢を期する。條約未滿期國に對しては條約全般の改正に先だち、領事裁判權撤廢のみに關し先決的改訂會議の開會を爲し、而して之が實現の一歩として民國十八年九月及民國十九年二月の兩期に分ち中國全國の交涉員制度を廢止實行する。
3、租借地回收は日本の大連、旅順、佛國の廣州灣、英國の九龍は何れも迅速に回收し難き事情あるに鑑み、之は

後廻しとし英國が一九二二年華府會議にて山東問題を條件として、還附を聲明したる威海衛の回收交涉を急ぎ、之が達成後威海衛と租借條件酷似せる大連旅順の回收交涉に對し積極的に進む。

民國二十年五月國民會議對外宣言

一九三〇年馮玉祥、汪精衛閻錫山等の反蔣戰失敗後、蔣は國內再整の爲南京に本會議を開き對外關係について次の宣言を發表した。これは滿洲事變勃發直前に於ける對外意志表示として注目すべきものである。

國民會議廢除不平等條約宣言

1、中國に於ける各國の領事裁判權、其の他國際間の不平等關係を規定するものは、國家の平等と民族自由の原則に反せり。

2、各國の國民間には、支那に於ける不平等條約の存在を以て、正義に反するものと認める者少からず。

3、中國の國家組織と政府の實質は既に革命以前に比し、非常の進步變化を招來せり。

4、中國の進步改革の實行に當つては不平等條約の存在は甚しき障礙を爲しつつあり。

5、條約は當事國一方の國內情勢が、其の締結當時に比し著しき變化を來せる時は、一方的にも之を廢棄し得ることは、國際法上の原則なり。

6、國際聯盟規約第十條の規定によるも、條約にして既に久しく其の適用を見ぬもの、若しくは國際間の和平を危害する性質のものは、之を修改し得る旨規定しあり。

7、外間中國に於ける內政の紊亂を以て、不平等條約存續の理由と爲すものあれども、不平等條約の存在こそ、却て內政の統一を阻害しつつあることは、最近中國が關稅自主權の恢復以來、銳意努力し釐金制度を撤廢せる事實に鑑み明瞭なり。

以上七箇條に亘る不平等條約の一方的廢除の理由を擧げて、國民政府は將來不平等條約は一切之を否認し、孫總理の遺敎に照して最短期間內に、國際上民國の完全なる自由平等を實現すべしと宣言してゐる。

五　滿洲事變後支那事變までの南京國民政府時代

第四次全國代表大會對外決議

一九三一年民國二十年二月二十八日約法問題の衝突によつて蔣介石は立法院長胡漢民を湯山に監禁したが、以後蔣派卽ち南京派と胡の廣東派と互に相反目對立した。ところが同年九月滿洲事變が勃發し「精誠團結」「共赴國難」等の標語で兩者妥協的態度を取り、第四次全國代表大會は兎も角開催することに決し兩派夫々南京廣東で開會した。

南京派は十一月十二日——二十三日まで廣東派は同十八日——十二月五日までやつた。南京派は主として內政問題に重點を置き、對外的には滿洲に對し失地回復の決議を徒らに觀念的に行つたに過ぎない。廣東派は張學良の懲罰黨籍除名等の決議を行つた。

そして兩派選出中央執行委員による全體會議は第一次より第六次まで卽ち一九三五年民國二十四年十一月六日まで開會されたが對外的には殆ど何等見るべきものもなかつた。

日支敦睦邦交令の發布

國民政府は一九三五年民國二十四年六月十日敦睦邦交令を發布し、排日運動を自戒し日支友交の前提たらしめんとした。ことここに至つたのは親日新聞社長白崧桓氏及親日の國權社長胡恩傳氏が天津日本租界に於て同年五月三日藍衣社員に暗殺せられた結果我方は七ヶ條の嚴重なる要求を提出した。その第七の排外排日禁止令發布要求に基いたものである。今その全文を揭げる。

×

我國目下自立の道は對內的には政治を修明し、文化を促進し以て國力の充實を求むるに至るべく、對外的には國際信義を確守し、共同して國際間の和平を維持するに在り。而も隣邦と親睦するは最も緊要とす。

これ中央屢々申戒する所以なり。凡そ我國民は友邦に對して力めて睦誼を敦くし、決して排斥又は其の惡感を挑發するが如き言論行動あるを許さず、殊に斯の如き目的に出でたる團體を組織して以て國交を妨害するを得ざるものとす。

茲に各界の切實之を遵守せんことを期す。若し違背する者あらば必ず嚴懲せん。之を命ず。

×

第五次全國代表大會對外決議

第五次全國代表大會は新憲法草案の審議を主要目的としたもので、所謂訓政時期より憲政時期に入る劃期的大會であるが、この憲法草案を回つて蔣介石の獨裁權確立陰謀が果然問題となり黨內紛亂を惹起した。これが爲め結局迂餘曲折を經て一九三五年民國二十四年十一月十二日南京中央黨部大會會場に於て開會式を擧行し十一月二十三日閉會された。本大會宣言中第十項に次の如き對外策を發表してゐる。

×

總理の遺教を恪遵し、民族の自信を恢復し、正當の對外關係を確立し、以て國家獨立平等の尊嚴を保持し、而して世界大同の目的を達す。

第一、總理の唱導せる民族運動を認識し、對外的自由平等を獲得し對內的自立自强を圖る。

第二、國際關係の決定には國家民族永久の利害を對象とし一時の變化と感情に牽引せらるべからず。

第三、國家建設途上の障碍に對しては、全力を盡して排除に當るべし。而してその遂行の爲に當局者に對し臨機應變の權能を附與せらるべきなり。

更に世界各國の共存を念とし、何れの國家にも偏頗あるべからず。且和平が完全に絕望の時機に到達するにあらざれば飽迄和平を捨てず。犧牲不可避の時に於て始めて決然立つて最後の犧牲心により國家の救立を圖るべきなり。

第五次全國代表大會第四次大會蔣介石對外演說要旨

蔣介石は一九三五年民國二十四年十一月十九日第五全大會第四次大會に於て中國の自存と友邦との共存を說いた對外演說を試みた。主として當時の對日關係を示唆してゐる點とその主旨が前記五全大會外交宣言となつてゐる點に於て特に注目に値する。以下要旨を採錄する。

1、中國國民黨三民主義の第一義に稱する民族運動とは內外兩面の意義あり、對外的には國際上中國民族の獨立平等を求め、對內的には國家の自立自强を圖る事是なり。從つて對外的に民族の自由平等を求め、不平等條約一切の廢棄を主張するは元より是なりとするも、そは民族主義の一面に過ぎざるなり。

2、國家間の關係は相對的にして、或は合、或は離、時の宜しきに從ふべきなり。

從つて某國とは絕對相容れ難しとし或は百年不解の仇とするが如き道理有ることなし、因みに國際間の離合友敵關係は、國家の盛衰民族の利害を對象として決定すべく一時の感情、局部的利害を以て對象となすべきものにあらざるなり。其の間の權衡緩急、比較輕重に因る國策を決定するは、是れ責任政治家及革命黨員の應に遵守すべき規範なり。

3、今日の中國は正に非常時なり。最近十年間の情勢は、宛として歐洲大戰後に於ける各國革命過程中の事情と彷彿たり。內外兩面の困難と障礙とに當面せるを以て、全國上下一致、小を去り大に就き、共同の信念を以て邁進すべきなり。而して之が遂行を期するは、一に當局者をして隨時應變の權能を得せしむるにあり。

4、中國民族は世界全人口の四分の一なり。其の盛衰興亡は全世界の和平と全人類の福祉に影響を有す。各友邦賢明の政治家必ずや之を明察すべく、又東隣日本は東亞の和平と彼此兩國の福祉に關し必ず亦關心更に切實ならん。吾人今日孳々として希求するもの唯之れ自國に對し自存を求め國際に對し共存を求めるに在るのみ。

吾人の對象は飽迄國家民族の利害なり。その枝葉末節は最大の忍耐之れ努むべく、且つ中國の主權を侵犯せざる限り、各友邦と政治的協調を謀り互惠平等を原則とし各友邦と經濟的合作を圖る用意あり。然れども苟くも主權を侵犯し、互惠平等の原則を無視するあらんか、黨國最後の決心に聽從するのみ。

然れども其の時期到來するの間は、最後の犧牲心を以て和平の爲最大の努力を致さざるべからずと思惟するものなり。

外交部長張群の中日邦交演說

外交部長張群は一九三六年民國二十五年五月二十五日中央黨部紀念週間に於て國際情勢殊に中日和交に關し左の如き重要演說を行つた。

要　旨

1、中日兩國は同種同族同文化の關係に在り、互に相提携し共に發展を圖るべき運命にありしが、滿洲事件を契機として頓に兩國感情の阻隔を來せり。

然れども兩國有識の士は、常道關係恢復を熱望しあり、就中廣田前外相は第六十八議會に於て隣國に對する不脅威不侵略の趣旨を闡明せり。

年餘以來其の改善實施に關する計畫は、未だ十分明瞭ならず、實際上亦何等の效果を奏せざりしが、平和維持に對する廣田前外相の苦衷と努力とは一般人士の深く了解する所なり。

此度廣田大臣は首相に昇任し、有田大使は外相に榮轉し日本の對外政策は何等根本の變改なし。最近有田外相は第六十九議會に於て東亞の安定、國際信義の確立に關し外交方針を宣示せるも、これ獨り日本帝國の國策のみならず亦東亞人民共同の願望なり。

余亦外交部長に就任以來外交手段に依り中日關係調整の爲日本政府同樣の決心を以て之に當る決意なり。

2、中日關係調整に關し、未だ具體的討論の域に至らざれども、苟くも兩國の福利を增進し、東亞の和平を鞏固ならしむるを以て目的とし且互惠平等、主權互尊を基礎とせる限り調整の良策なりと認定し得べし。

就中日本の對外貿易發展の願望に對しては、特に經濟上唇齒相依の關係を有する中國との經濟關係改善に關し同情を以て之に對するものなり。然れども之が爲には中國北部に於ける密輸の如きは重大障碍なり。故に先づ斯る事態を改善し眞の中日提携を圖らざるべからず。

3、中國の一部に共匪の侵擾あり、日本の重大關心事となれるは、我が國人の十分了解する處、今や中國政府は銳意剿共に邁進しつゝあり、假すに時日を以てせば、必ずや完全に之を消滅し得るの確信あり。

×

以上はただ國府成立以來の對外的動向を一貫して握把し近代支那の要求が那邊にあるやを知るよすがたらしめたのである。つぎにその具體的經過を探ることにしよう。

第三章　舊南京國民政府對外政策の具體的發展經過

一　廣東國民政府時代

既述の通り建國大綱に基いて一九二五年民國十四年七月一日國民政府は廣東に設立されたが、當時の國府としては開府早々のことで元より對外策として具體的に特記に値ひする程の事件はない。別記第一次及び第二次全國代表大會對外宣言を中外に發表した事と聯露容共政策を採用した位なものである。

しかし前年より政府設立の前後にかけてその多年の主張の線に沿ふて各種の事件や問題が生起してゐる。そこで一應當時の情況を概觀してから聯ソ政策を檢討したい。

五、卅事件

この事件が起つたのは、一九二五年民國十四年五月三十日である。間接的な原因としては反帝國主義運動やソヴエート等の思想的影響である。直接原因としては上海の日本內外綿會社の待遇改善問題である。少し細かくなるが事件の概要を述べることにする。

職工の暴徒が工部局印度人巡査及日本社員を襲撃したため、遂に發砲して職工一名が射殺された。これを動機とし

て上海文治大學生等が之に應援し、工部局巡捕の一隊と大衝突を惹起した。そして死者四名負傷者數十名其他檢束者多數を出し、六月一日、二日、三日と騷擾が續いて多くの犧牲者を出したのである。

この事件は長江一帶廣東北支などにも波及して（排英排日）殊に排英の排外運動は燎原の火の如く擴大して行つた。時恰かも在支中のカラハンは北京政府に向つて「上海に於て幾十の學生、勞働者が射殺せられたりとの報に接し深甚なる弔慰を表す」との弔文を送つて暗に事件の擴大を煽動しつつあつた。又一方內部にあつてはソ聯と豫ねて聯絡を計らんとして居た馮玉祥は盛んに部下軍隊に排英熱を煽つた。この勢は遂に同年六月十日の漢口事件、同月二十三日の廣東沙面事件などの排英大暴動となつて現れたのである。

×

この事件は兎も角支那側の强硬要求提出と上海外交團の妥協とにより、共同租界警察總長マクヴエンと警部エヴルソンが免職され且つ支那側は從來外人の手中に牧められて居た「上海會審公廨」の回收に成功して結末を告げた。又一方日本との直接交涉も解決した。

×

以上はほんの概略であるが、この事件の中國對外政策上重大な意義を有するのは、これを契機として所謂不平等條約の取消といふ革命的スローガンが全國的勢ひを得て單なる理論より實踐化に移つて行つたことである。

廣東沙面事件

五卅事件後六月十日に英人船員と支那勞働者との衝突事件が漢口に起り、民衆二千名のデモが敢行され日・英總領事館、日本側銀行商店の襲擊放火掠奪等が行はれ支那人側にも死者八名日本人死者一名を出すなど、排外運動熾烈を極めたが、之よりもつと大規模深刻なるものは廣東沙面事件である。

×

五卅の上海事件に刺激された廣東民衆は、六月二十三日まづ廣東香港の勞働者が同盟罷工を決行して英人に向ひ待遇改善の要求を提出、又沙面租界の勞働者之に呼應して立ち農、工、商、學各界之加黃浦軍官學校學生會まで之に參加して、上海事件同情市民大會を開き無慮四萬の一大デモを行ひ遂に英租界に對し發砲し英陸戰隊又應射して軍官學校學生死者三十名、勞働者二十名、學生三名の死者外多數の負傷者を出した。

この大事件により成立を促進されて七月一日廣東國民政府成立し黨政府民衆一致團結して對英抗爭に入り香港、廣東の十萬の勞働者をも叫合し民國十五年十月十日まで總排英罷工を續行した。英國亦香港の封鎖、沙面の戒嚴令施行等を以て强硬態度を持して對抗したのである。

×

かゝる反帝國主義運動の裏面にあつて、常に之が强力な指導と支援をなしたものは勿論ソ聯である。當時廣東はソヴエートの對支活動の策源地であつたことは上述の通りである。

北京政府の不平等條約改訂要求始末

關稅自主會議

斯うした澎湃たる排外運動によつて南方革命派が頻りに民心を把握せる事實を眺めた北京政府は民國十四年六月二十四日附之れ亦不平等條約改訂を列國に要請した。而して同年八月ワシトン會議に於て曩に決定をみてゐる中國關稅特別會議開催の招請狀を發した。十月二十六日北京に於て會議が開かれ中國側代表王正廷は次の如き關稅自主案を提出したのである。卽ち「各國は中國政府に向つて正式に關稅自主を尊重することを聲明し並現行條約、中國關稅に關する一切の束縛を解除することを承認すること」又「中國は釐金を撤廢することを承認し國定關稅定率條例發布と同時に實行する。但し遲くとも民國十八年（一九二八年）一月一日を過ぎず」と、卽ち民國十八年一月一日より關稅自主を實行し同時に釐金を自主的に撤廢するといふにある。

これに對して各國共種々の提案をなして討論を重ねたが結局日本が支那案を支持して調停した結果「支那は民國十八年一月一日釐金撤廢を聲明し各國は一九二九年一月一日支那國定稅率の實行を聲明する」といふ對等の立場に於て自主案は支那側の勝利の下に十一月通過を見たのである。しかし實施までの中間輸入附加稅率討議續行中馮玉祥のクーデターによつて北京の段政權は瓦解し原則だけで結末を見ずに終つた。

法權會議

法權會議は關稅會議と引續き行はれた。

華府會議に於て支那治外法權決議が採擇され、參加各國政府の委員を以て支那の法權調査委員會を組織することは、已に既定の問題であつたから、北京政府の要請に基いて民國十四年末各國委員は北京に參着し、十五年一月十二日より居仁堂に會議を開催した。

そして各國委員は北京の監獄、大理院、高等地方兩審判廳、及び司法機關等を視察したが、これ等に關しては各委員共滿足の意を表した。

それに次いで支那各種の法律を調査審議し進んで漢口、九江、南昌、上海滿洲等の諸機關を調査し九ケ月以上の日子を費して次の五項目からなる調査報告書を作成して居る。

1、治外法權實施の現狀
2、支那の法規並に裁判及び監獄の制度
3、司法運用の手續
4、司法制度に關する勸告

右五項目であるが之が細說は煩雜に亘るから、唯當時調査員の一人であつた米國辯護士協會長ストローンが、紐育の集會で述べた講演の一節を採錄して當時の支那司法制度の大體を知るよすがとしたい。

ストローン講演の一節

申すまでも無く理論的には支那は共和國である。共和國とは議會が法律を制定し、元首が法律を公布し而して之が

實施は司法省の手に委ねらるべきものであるが、支那は内亂の爲に議會は殆ど開かれない。それ故、元首が法律を必要とする時に命令を發する。これが卽ち法律である。しかし軍閥が該法律を好まぬ時は、それに一顧をも與へぬ。

支那の法律は主として元首の便宜から或は軍閥の氣まぐれから成るものである。各省は法律が自省に都合が好ければ容認し都合が惡ければ目もくれない。私等は支那の法律事情を調査し又出來るだけ地方を旅行して調査した結果、一の報告書を作成した。この報告書は支那を含む各國關係代表の共同調査書である。該報告書に從ふ時は以下陳べる種々の困難がある。

支那には軍閥に全く支配されない法院は一も存在しない。軍閥はその意志を遂行せんとする時、法院に一顧をも與へない。さきに法權調査委員會が開かれた時分、支那の最も重要な省、山東高等審判廳長は軍閥の意志に反したといふので（張宗昌の張志引致）何等の取調もなくして、眞夜中に逮捕され銃殺された事件がある。人民が逮捕され何等裁判に附さるゝこと無くして軍令でどし〳〵死刑に處されることは通常茶飯事である。

私等は多くの裁判所を見學して、それが軍隊によつて攪絆されない時は可成りの成績を見せてゐる。法官中の或者は米國法律學校或は英獨佛或は日本の學校で教育されたのである。

外界の干渉が無ければ、司法行政は立派に行はるゝであらう。軍から間斷無く干渉がある爲、その行使の圓滑を期することは不可能である。從つて其の權利を擁護される裁判所が存在しないから、在支外人から治外法權を取ることは困難である。現狀に於いても支那の司法制度の改善は些の進歩を見ないから、列國の在支治外法權撤廢は前途遼遠であらう」。と。

×

この意見を見て當時の支那が頻に叫びを擧げた治外法權の問題がいかに足下見ずのものであつたかが分る。日本が條約改正までに骨折つた跡を回顧すると思ひ半ばに過ぎよう。

聯露容共政策採用始末

一九一七年民國六年七月露國代表カラハンは對支宣言を發表してゐるが、この宣言は國民黨の聯露政策採用に對する最初の呼びかけとも見らるべきものである。

「吾等は東洋の民族就中中國國民に對し、其の帝國主義國の武力と財力との羈絆から脫出せんとする運動を援助せんとするものなり。

勞農政府は日本、中國及び他の締約盟約國との間に結ばれたる凡ての秘密條約の撤廢及露國が中國より奪取せし總ての利權を返還することを聲明し、並びに一九〇〇年の團匪賠償金の放棄を聲明し、若し中國國民が露國と同じく自由の國民となり、中國をして列强が「ヴェルサイユ」にて定めたる第二の印度たる運命を免れしめんと欲するならば、先づ中國國民の唯一の同盟國として、又其の兄弟國として自由の爲に戰鬪を援助するものは唯ロシヤの勞農及其の赤色軍たるのみなる事を充分理解すべきものなり、ソヴイエートロシヤは中國國民に對しソヴイエート政府の名を以て速かに吾等と正式交涉を開始し、其の代表を派して吾等赤色軍を迎へん事を提議す。」

かやうな宣言を發して帝國主義に對し中ソ共同戰線の採用を慫慂して色々援助と接近を圖つて居たが、その後民國

九年ソヴイエート極東部長オイチンスキーの渡支を初めとしてユーリン、バイスケ、ヨツフエ、ボロヂン等相繼いで渡支し、十二年國民黨が改組されて聯露容共時代に入り顧問にボロヂンを招き、又ガロンを初めソ軍人七〇名を指導者として聘し、翌十三年の第一次全國代表大會に於て孫文は明白に「現在黨內暗鬪があつて、一派の舊同志は新同志の共產主義に對して懷疑してゐるやうだが、實は近年、新青年は三民主義を研究し了解して居り皆三民主義に服從して居る。共產主義と三民主義との關係は民生主義が一切の社會主義を包括し、共產主義は社會主義の一部分で實に民生主義の中に包括されて居る」旨を述べて容共政策帝國主義共同戰線採用を確定的ならしめたのである。

最後に孫文の祕書であつた馬素が當時廣東政府內にあつてソ聯人がいかに權力を掌握し對支工作に專念して居たかを記した一文を揭げよう。

「廣東政府は事實上ソヴイエート政府である。廣東にあるソヴエート代表ボロヂンは政府の顧問として又中央執行委員會員の顧問として政務に參劃し、廣東政府の高官と雖その許可無くしては何事も爲し得なかつた。特に外交關係はソヴエート顧問の下に於てなされた。ガロン（前極東軍司令官ブリュツフエル）は廣東軍を編成し黃浦軍官學校を支配し、學生軍が最大役割を演じた沙面事件に聯關する排英運動も彼の訓練に係るものである。今一人のソヴエート代表海軍大將セメノフは海軍部を支配した。

廣東政府は月々ソヴエート代表から金を支給され、中央執行委員會にはボロヂンが月四萬五千元、この外宣傳費として二百七十萬ドルを費した。しかしモスクワ政府より支那に直接に交附せるものではなく、それ以前數年間のロシヤ商品賣上金から流用され、宣傳費には支那で毛皮石油を賣却され之が流用された」と。

序に民國十六年四月張作霖がロシア大使館に手入した際判明したロシア對支工作費を記してみる。

自一九二五年十一月一日
至一九二六年四月一日

（一）	對支全經費（通常經費）	九三、八六三米弗
（二）	馮玉祥軍經費	一四八、八三〇米弗
（三）	國民革命二・三軍經費	一四一、二四〇米弗
計		三八三、九三三米弗

二　武漢國民政府時代

北伐軍の成功と共に國府所在地としての廣東に不便を感じて、民國十五年十一月初旬廣東に中央執行委員會政治會議を開いて、同月二十六日武昌遷都を決定した。そしてボロヂン、徐謙、宋慶齡等左派の領袖、孫科宋子文蔣作賓等の中間派は十二月十日武昌に到着して、十三日から黨部並に政府委員より成る臨時聯席會議を組織し黨政府の正式移轉まで政務執行をみることとなつた。

この間徐謙、ボロヂン等の左派は共產主義への精進、打倒帝國主義、被壓迫民族解放等を絶叫した。すなはち。

「支那は將來飽までソヴエート、ロシヤに倣ひ共產主義を實行し積弊を一掃して、眞の中華民國を建設せねばなら

ぬ。吾人は今、第一歩の成功を得たのであつて革命有終の美をあらしめんが爲には飽くまで孫文の遺囑を體して一致努力しなければならぬ。

支那が國家として世界諸民族間に濶歩する途は、唯共産主義の實行にあるのみ、されば帝國主義者や軍閥の謬説に意を介することなく吾人は其の信ずるところに向つて邁進するを必要とす」

かやうな容共主義を高唱して政府及び黨部を指揮しつゝ國府の正式移轉を待つたが、蔣介石の南昌移轉説と衝突して問着を起し紛糾した。結局は武漢移轉が勝利を占めたのである。當時の黨國内部の形勢は一言でいへば、蔣介石の獨裁的權力の燦頭を恐れた左派及共産分子と蔣一派との深刻な對立抗爭時代であつた。

斯如く内部紛爭を事としつつも、左派及共産分子は巧に民衆を煽動し人心の把握に邁進したのである。かゝる形勢の下に民國十六年四月、決然蔣介石は所謂武漢派と分裂して南京に新政府を樹立したが、この期間までに前にも一寸觸れておいたような幾多の對外事件が惹起した。以下是等の梗概を述べよう。

漢口英租界問題

國民政府が武漢に移つてから第三インターの指導下に排英運動は熾烈を極め、十五年十二月二十二日武漢に對英國民大會を開きボロヂン、徐謙、李立三等は盛に打倒帝國主義を呼號して氣勢をあげた。翌十六年一月三日政府の移轉北伐成功祝賀會を催してデモを行ひ、打倒帝國主義を叫び英租界に行進を開始した。英國側は水兵を上陸せしめて警備に當つたが、民衆と衝突して支那側死者一名負傷者若干名を出したのである。激昂した民衆は四日又もや英租界に殺到して遂に工部局、稅關を占領し又英商店を占領して盡く租界より英人を放逐した。

五日市民は對英示威國民大會を開き市民學生勞働者一丸となり罷市、罷工、罷學を決行して打倒帝國主義、不平等條約取消、租界回收を叫び租界回收決議八ヶ條を可決した。政府當局は民衆運動を背景に租界回收を英國側に申達したが、在支總權益の損失も保し難いので、英國側は全面的に讓歩し承諾を與えた。

國民政府は「漢口英租界臨時管理委員會」を組織して之を管理せしめ結局英參事官オマレーと外交部長陳友仁との數次の接渉によつて二月十四日租界返還協定を決した。

協定内容

1、三月十五日より漢口英租界工部局は解散し、租界内の行政管理は正式に支那新市政機關に移交する。

2、移交後、國民政府は漢口特別區管法を參酌し、管理規則を制定し並に幹事會を設立す。外交部より國民政府に申請して局長を任命し局長を以て幹事長となし、別に支那人幹事三名を任じ幹事會を組成し、市政機關を管理す。

3、此の項の條例は漢口五租界（日、英、佛、獨、墺）を合併して一區域と爲す辨法磋商決定以前に在つては有效を繼續す。

この英租界回收の成功は國民政府成立以來の打倒帝國主義スローガンの初成功であつてこの趨勢は更に革命民衆と政府とを驅つて矢繼ぎ早に三月九江英租界回收に成功せしめた。

南京事件

南京事件は十六年三月二十四日國民革命軍が山東軍を驅逐して南京を占領した際、共產黨の煽動によつて軍隊の一部が日・英・米の領事館並日・英・米・佛・伊の居留民に對し暴行を加へ、之に對して英米砲艦が反擊を加へ支那側にも可成りの損害を與へた事件である。

關係各國は武漢政府外交部長陳友仁に對し責任者の處罰、謝罪、賠償等の抗議を提出した。交涉繼續中南京武漢の分裂に遭ひ交涉停頓に陷つたが、南京に蔣介石政府樹立され黃郛が外交部長に就任したので事件後漸く一年にして交涉を再開し、各國別に日本を最後として十八年五月に全部の解決を見たのである。

本事件に對しその發生は共產黨の煽動によるが支那政府は責任を負ふ旨を米國に對する聲明中に特に斷つてゐる。又事件の底流を汲むことが出來よう。

三　南京國民政府時代（滿洲事變まで）

武漢南京分裂して十六年四月蔣中心の南京國民政府が設立されたが、間もなく九月には妥協成立して統一南京國民政府の樹立を見た。複雜に亘るからこの南京蔣政權成立より滿洲事變勃發までを一括して略述することにする。

對ソ國交の變轉

廣東國民政府の聯露容共政策採用以後、猛烈な發展と活動とを見せてゐた共產派と國民黨とのその後の狀況はどうであらう。

孫文が容共聯露策を確定してから寧ろ本當の中國國民黨は廟を貸して母屋を取られた觀があつた。國民黨右派の連中は甚だ不滿禁じ得ないものがあつたが、廣東政府成立後民國十四年十一月二十三日北京西山璧雲寺、孫文停柩前に會議を開き黨內共產黨員並ボロヂン以下ソヴエード顧問の解顧を決議した。當時人之を西山會議派と呼んだ。林森、居正、石靑陽、鄒魯、葉楚傖、張繼等、外黨首腦數名であつた。政府成立後早くも國共內紛を發生したが、その後政府が武漢に移轉するに及んで共產黨及左派の反蔣氣勢は高潮して、民國十六年三月第三次中央執行委員全體會議が漢口に開かれ蔣の權力に大斧鉞を加へた。

同年三月十八日蔣か南昌で語つた言を見ると正に國共の危機は山雨將に至らんとする兆がはつきり認識される。曰く「余に對して主義態度が曖昧だ。排露親日だ、或は奉天派と妥協を企てゝゐると非難する者あるが、此等はみな中傷である。

余は中央の方針に基いて行動して居るに過ぎない。ソヴエートの代表は我等を壓迫するが此れは個人の行動に過ぎないであらう。我等の親露政策は依然として變りがない。併しソヴエートにして我等に不平等の行動あれば之に對して適當な行動をとらなければならぬ。」と、

これによつて窺知せらるゝやうに、暗雲低迷の中に、蔣は對共產黨策を決すべく黨國の元老蔡元培、吳稚暉並に李

宗仁、李濟琛、白崇禧等の諸將領と相談した結果、遂に十六年四月十二日上海總工會の巨頭連を始め黨員の大彈壓を敢行した。そして四月十八日には蔣中心の新南京政府を樹立して武漢派と完全に袂を分つたのである。一方武漢政府は蔣の公職一切を被免し唐生智を蔣に代へ汪精衞を中央執行委員會主席に任じた。

かゝる形勢下にあつて共産派は益々横暴を逞ふし、豫ねて第三インターと密接な聯絡をとり援助を受けて居た馮玉祥まで共産黨の活動に怖氣をふるつて排共を表明し、且つ唐生智や武漢政府左派汪兆銘初め各首腦も同樣の感じを抱くに至つて、遂に同年七月十五日武漢中央黨部の名に於て「本黨に籍を置く共産黨員にして、本黨各級黨部、政府及び國民革命軍中に職を奉ずる者は直ちに共産黨との關係を離脫すべく、然らざれば直ちに辭職すべし」と宣言した。同日顧問ボロヂンを解職し天下に國共分離を宣明したのである。

八月十三日蔣介石は黨内紛亂の責を負ふて下野し日本に外遊した。九月になつて武漢南京妥協して南京に新統一政府を造つたことは前に述べた通りである。蔣介石は日本より十一月歸國し翌十七年一月再び革命軍總司令に復職した。

處で蔣歸國早々廣東に蘇兆徵の指揮する共産黨の赤色大暴動が起り、放火、殺人、掠奪等言語に絶し四十歳以上のものを殺戮せよと絶叫した。暴動はまもなく鎭壓されたが、この裏面にあつてソヴエート・ロシアが策動の形跡あつたので、國民政府は十六年十二月十五日對ソ國交斷絶を宣言した。續いてソレン共産機關の徹底的掃滅を敢行したのである。

×

他方北方に於ては張作霖が蔣の共産黨大彈壓に先だつこと數日、四月六日に憲兵三百名を動員して北京のソ聯大使館を包圍し一大檢索を强行すると共に、共産黨活動關係文書多數を押收し、中ソ共産黨員數十名を逮捕した。

南北相呼應して捲起されたこの共産派大彈壓はその後に於ても續行され、南方國民政府北方北京政府は各々所在管轄地域に於てソ聯共産機關の地下的存在に對して更に峻烈な檢察を實施した。その主なるものを列擧すると次の通りである。

1、民國十六年十二月十六日武漢駐在ソ聯總領事館の搜査及び總領事以下館員の逮捕。

2、民國十六年十二月十六日上海に於けるソ聯關係の「中國共産黨本部」及び「ソ聯商務官辨事處」の搜査及び證據物件の押收。

3、民國十六年十二月十六日漢口ソ聯領事館を占據し、中ソ共産黨員の逮捕、領事及び露國人の退去命令。

4、民國十六年十二月二十五日廣東駐在ソ聯總領事館内の搜査及び總領事以下館員の逮捕。

南京國民政府は右の事態に卽應して十二月二十三日ソ聯外交機關一切の撤去を要求したが、ソ聯も遂に止むなく外交商務機關の閉鎖を斷行することにした。ついでに引き續いて行はれた南北當局の對共政策をみて見ると左の通りである。

1、民國十七年二月八日廣東に駐在するソ聯代表執行委員及び共産黨關係人物の逮捕拘禁。

2、民國十七年六月二十日天津ソ聯領事館の搜査。

3、民國十七年八月三十日北京駐在ソ聯副領事を逮捕護送取調。

4、民國十八年五月二十七日ハルビン、ソ聯領事館の捜査及び駐奉天總領事館の捜査及び駐奉天總領事並びに共産黨關係各地代表の逮捕及び證據物件の押收。

支那側のかうした對共强硬態度に對してソ聯は文書抗議を以て對した。支那側は愈々調子に乘つて十八年七月十日東支鐵道沿線の電信通信權を回收しソ聯の鐵道局長や幹部連を國外に追放した。而して同じ日に東支鐵道回收宣言を發表したのである。之に對しソ聯側も外交次長カラハンをして嚴重に和平解決に關する期限附抗議を提出せしめたのである。支那側も之に對し駐ソ代理大使夏維松をして反駁抗議せしめた。そこでソ聯側も終に意を決して七月十八日「中ソ外交關係即時斷絶宣言」を發して中國側駐ソ機關の一切退去を要求してゝに孫文以來の聯露政策も一先づ中絶を見たわけである。

×

この後東支鐵道問題はどうなつたか。中ソ兩國間に數次に亘つて交渉が行はれたが、ソヴエートは要求の全面的承認を求めあくまで强硬態度を以て之に望み、原狀恢復を迫つたが、支那側之を拒否して交渉は決裂した。中ソ兩國共終に武力行使に出でたが、ブリユツフエルの指揮する赤軍は空陸相呼應して進擊し國境各地を占據し、支那側は慘敗を喫して十二月二十二日ハバロフスク協定を結び、ソ聯の要求全部を承認して結末を見たのである。

1、中支鐵道理事會の復活
2、ソ聯理事の復任
3、罷免役員及從業員の復職
4、中ソ兩國領事館の再開
5、外交官領事官に對する治外法權の再確認
6、東三省に於けるソ聯通商機關の恢復

かくて東支鐵道は民國十九年一月六日全く原狀回復を見たが、右協定に中國代表越權行爲ありとの理由で、更に莫大の德惠を代表としてモスコーに派遣し協定修正を提議せしめ數々會議を開いたが双方意見合はずして停頓に陷つた。

ところが民國二十年九月に入つて滿洲事變勃發して支那の輿論は中ソ國交回復を熱望するに至つたので、翌二十一年十二月中ソ代表はゼネバに於て商議し全面的に中ソ國交回復を成立せしむるに成功したのである。これ筋道だけではあるが滿洲事變發生までの中ソ國交の大略である。

不平等條約改訂問題

不平等條約改訂に關し曾て北京政府が對外交涉に從事した事は既述の通りだが、その後國民政府の基礎漸く確立すると共に不平等條約撤廢の主張は新たな展開をみせた。

卽ち民國十六年十一月不平等條約の一方的廢棄を聲明し、更に十七年六月北伐完成して對外宣言を發表した。國府は同七月七日不平等條約改訂宣言を發して愈實行に着手した。

以下關稅自主權、通商條約、領事裁判權、租界回收等の重要諸問題につきあらまし檢討を加へてみようと思ふ。

關稅自主權竝通商條約

右に記した七月七日の改訂要求宣言は重複の嫌があるが、その内容を列記することにする。

七月七日宣言

1、中國と各國との間に於ける條約にして期限滿了せるものは當然廢棄し新に條約を締結す。
2、尙滿期に達せざるものは國民政府に於て相當の手續を以て解除し之を重訂す。
3、舊條約既に滿期となり新條約尙締結せざるものに對しては國民政府は別に適當の臨時辨法を締結し一切を處理す。

右の樣な宣言内容を各國公使を通じて本國政府に傳達せしめたが、當時恰も條約改訂期に達して居るものは八ケ國に上つて居たので、國民政府が年來の主張を貫徹するには最も好都合の時機であつた。

國民政府の右通牒を接受した列國は未だ何等の意志表示を爲さなかつたが、獨り米國政府のみ同月二十四日附「米國政府は駐支米國公使を通じて關稅自主主義及締盟國の通商が、各開港場及び地方に於て他國に與へられたる待遇に比し、些かも差別的ならざる待遇を相互に享有すべきことを言明したる新條約締結を目的として、米支條約の關稅事項に關し國民政府の適法資格ある代表との交涉を卽刻開始せんとする意あり」との條約締結の意志を發表し翌二十五日駐支公使と宋子文との間に締結された關稅條約を公表した。事は極秘裡に運ばれしかも突如として發表された上支那が年來の主張貫徹の意味もあつて、誇大に報道されたため、米國だけが革命支那の主張に同情を寄せて居るやうな結果となつて、米國對支外交は大に面目を施し成功したわけである。馬鹿見たのは列國であり、且つ日本などは大分後れて革命支那の仇役のやうな羽目になつたのも外交の妙味であらう。

米國にだしぬかれた列國は、民國十七年十一月十二日の中諸關稅協定締結を始めとして英、佛、瑞、蘭、獨は同年十二月未までの間に中國側の要求に應じ新に改訂した。日本は一九三〇年卽ち民國十九年五月六日改訂した。

更に通商條約はどうか。一九二八年民國十七年十一月二十二日中白友好通商條約を始めとして、同年十二月までの間に中伊、中丁、中葡、中西と改訂され、翌十八年九月中希、中波の改訂に成功し、十九年には中チエック條約改訂を成しとげたのである。以上關稅自主權問題通商條約改訂の概觀であるが、次に領事裁判權について述べる。

領事裁判權

領事裁判權は支那側が最もその廢止を熱望して居るものだが、さきに北京政府の法權調査會議に於て各國委員が報告して居る通り、時期尙早で仲々問題とならなかつた。

國民政府は北伐完成後前記の通り列國と關稅、通商の改訂條約を結んだが、領事裁判權についても三分の二はこの中で協定を遂げた。しかし各國共「華府會議調印國が全部撤廢を承認したる時」といふ條件附贊意を表した位で、いくらかの所得をかち得たに過ぎなかつた。

それから一九二九年民國十八年一月二十四日外交部長王正廷は「一九二九年に於て國民政府は治外法權を撤廢し外

國人の沿岸航行權及租界の回收並に列國の駐兵權を撤去せしむべし」といふ聲明を公表したが、引續いて同四月二十七日附で國民政府は英、米、佛、獨、諸及伯剌西爾の六國公使に對し、治外法權撤廢の要求について次のやうな照會文を發したのである。

「中國の治外法權は今日の世相に合はざる清時代の遺物なりとは云はざるも、國際的團體の一員たる中國の進歩が無用の障害を蒙り居ること、及び中國の司法行政機關の圓滑なる作用が妨げられ居ることは事實なり。領事裁判權の缺點と不便とは國民政府のみならず諸外國の法律家及學者が曾く指摘せるところなり。

今や多數の政府が國際關係に於て友情と調和の增進に努力しつつある時に、中國國民外國臣民間の友誼關係を傷るが如き時代錯誤の制度を存ぜしめざるべからずとするは遺憾の事なり。「中略」余は中國政府に代り閣下に向ひ出來得る限り迅速に司法權の制限を撤廢せんとする中國の希望を表示し、且つ閣下の政府が中國の此の希望に對して直ちに同情的考慮を與へ、今や國內統一せられ、且つ有力なる中央政府を有する中國をして國內に住むあらゆる國民に對して、司法權の正當なる行使を爲し得るやう回答せられんことを望む」。

之に對して英國公使ランプソンは八月十日「英國政府は西洋の司法精神を採用せる支那法典の發布は僅かに法典編纂事業の一部に過ぎざるを以て、從來支那に於ける外人を律したる特別制度を全廢する事を以て不安を感ずるものであり、支那の法律改正が事實實行力あるものとなるまでには、西洋の司法精神が一般官民により諒解され、尙是等の法典を執行する裁判官が軍閥の干涉を受けず、又爲政者が政治目的の爲に之を壓迫するの如き事無き一個獨立のものとなる事を必要とすと思慮す」と拒絕的回答をなし、又同日米國公使マクマレーも「法權調査委員會の建言は未だ完

全に貴國內に於て實現され居らず、今日の支那には對外人の訴訟を滿足に裁判し得る法廷は全く存在せぬ事實を明言せざるを得ず。

故に米國政府は該委員會の建言の大部分が採用實施せらるゝ時まで、在支米國人は領事裁判權無くしては、生活の安全並に財產の保護は期待し得ずと思慮するものなり。

尙最後に米國政府は多大の注意と同情とを以て、貴國に起りつゝある變化を觀察し居るが、若し貴國政府に於て同意せらるゝに於ては、支那に於ける司法制度の改良進歩を條件とし、地方別又は法規別に或は二者を綜合して漸進的に治外法權撤廢を行ふ事を目的とする交涉に應ずる用意ある事を聲明す」と返答し、前述北京法權會議建議を參酌して司法制度の改善を爲さんことを慫慂した。

同年十二月二十八日に至つて國民政府は又「民國十九年一月一日より凡て中國に居留し、現に領事裁判權を享有する外國人民は、一律に中國の中央又は各地方政府の法に依りて頒布せる法令規則を遵守すべし」と一方的聲明を發した。

上述のやうな一方的聲明に對して十二月三十日英國外務大臣は「支那の要求は之を直ちに應諾して、外交交涉を開始し得ざるも一九三〇年民國十九年一月一日を以て治外法權の漸進的廢止過程が、原則に於て開始されたりと見做すべき期日となすことに同意する」と駐支英國公使宛回答を寄せたのである。この英國の同情的措置は頗る注目を要する處である。

次で十九年二月十七日英、米、佛、和、諸威巴西の各國と上海特別區法院協定を結び同年四月一日上海臨時法院を

改租した。二十年五月國民政府は更めて「中國居留外國人管轄實施條例」を發布して翌二十一年一月一日より實施する筈であつたが、列國の反對によつて實行は出來なかつた。

その後九月には滿洲事變勃發して遂に治外法權問題は一時中止するの止むなきに立到つたのである。只この間に於て條約改訂に當り領事裁判權撤廢の原則を承認せしめた事は成功であつたといへる。

租界問題

租界問題は前記の通り熾烈な排英運動の結果遂に漢口英租界回收に成功したが、これが國府成立最初の回收であつた。その後同年內（民國十六年）九江、鎭江の英租界を回收し又同年八月比律賓の天律租界を回收した。次で民國十八年天律ベルギー租界回收、翌十九年厦門及威海衞を英國より回收したのである。

斯かる成功の勢に乘じて同年十一月には漢口日本租界回收を提議して來たが、未解決のまま滿洲事變に遭着したのである。

四　南京國民政府時代（滿洲事變より支那事變まで）

昭和六年九月十八日滿洲事變は勃發した。滿洲事變は國民政府の對外政策に重要な一時期を劃したもので、國府の外交政策はこの後殆ど對日外交に集中したと言つても敢て過言でない。滿洲事變より日支事變勃發まで國府が歩んで來た對日外交の足跡こそ民國二十年より民國二十五年に至る間の國府外交の大綱である。

イ、滿洲、上海事變概說

滿洲事變は世界大戰後に於ける世界史的大事件であつた。日本が意識して居ると否とに拘はらず、所謂國際聯盟體制に釘附にされて居た世界舊秩序破壞の爆彈であつたのである。それだけに世界殊に舊秩序維持に汲々たる列國にとつては實に青天の霹靂であつたのである。大觀するとこれ以後世界は實に大變革の時代に突入して、大動搖を繰返しつつあると見ることが出來る。

滿洲事變の直接原因が柳條溝の一發にあることは、世間周知のことで言ふまでもないことだが、しかしかうした世界的大事件を生ずるには、そこに深刻な原因がなければならない。

滿洲事變の眞因は之を客觀的にみると張政權が國民政府に屈服してから、支那內地に澎湃として渦を卷いて居た排日、抗日、侮日風潮の東三省移入である。これによつて或は萬寶山事件や中村大尉殺害事件が惹起し、また幾多の日本權益侵害が起つた。要之に國府多年の三民主義對外政策が、滿洲にまで發展してこの大事變を生起したと見るべきであらう。

一方主觀的に見ると日本の軟弱なる對支外交こそその重大原因である。元より強いはかりが外交ではあるまいが、當時の對支外交を回顧すると、殆ど全支に漲る對日風潮に對し、何等寬猛相濟挺身して事に當つた跡を發見することが出來ない。只管一時を糊塗する以外拔本塞源的對支接涉は行はれて居ない。ともあれかくて滿洲事變は全世界注視

の中に戰局の進展を見て、昭和七年三月一日遂に建國の大業を完成するに至つた。そして五族協和の王道樂土滿洲國は世界史に輝かしい首途をした。次に建國宣言を記してみる。

「人類必ず道德を重ずべし。然れども種族の別あり、卽ち他人を壓へ己を擧ぐれば道德薄し。人類必ず仁愛を重ずべし。然れども國際の爭ひあり。卽ち人を損じ己を利せば仁愛薄し。今我國を建つ。道德仁愛を以て主となし種族の別、國際の爭ひを除去せば將に王道樂土の實現を見るべし。此の事實我國人共に努めよ」と

王道樂土滿洲國の建國大業は成つたが、さなきだに惡化しつゝあつた日支關係は同年一月、日蓮宗僧侶の死傷事件に端を發して上海事變が起り、日本海軍陸戰隊並に特派陸軍部隊と支那側十九路軍との間に猛烈な戰鬪が開始された。上海事變もその眞因はもとより國府年來の對外策の現はれに外ならないので、滿洲事變とその軌を一にする。

上海事變も精銳無比な皇軍の爲に、發生後三十五日にして十九路軍は市街二十キロまで驅逐せられこの間國際聯盟の紛爭中止の決議によつて、停戰交渉が開始された。中途朝鮮人による虹口公園、爆彈事件があつて、白川大將や植田、野村の各將軍、重光公使等重輕傷を負ひ支那側亦代表郭泰祺暴徒のために負傷したりして、幾波瀾の後同年五月五日停戰協定の調印を見たのである。以上ほんの兩事變の梗概であるが、以下滿洲事變及上海事變に對して支那側の採つた外交政策を檢討しよう。

ロ、國際聯盟依存外交　——滿洲事變——

滿洲事變の起つた翌十九日宋子文は日支共同調査委員會設置を提議したが、國府首腦部の反對に遭つて實現しなかつた。その後支那側は現實の事體に對する妥當適切な處置を講ずることを努めずして、彼等一流の叫號的宣傳と抗議を繰返して卽時「日本軍撤兵」を要求し續けたのであるが、日本政府は「日支關係確立の基礎的大綱の協定」を提議して之に取り合はなかつた。

そこで支那側は國際聯盟中國代表施肇基をして、聯盟理事會に正式提訴の手續を取らしめ緊急理事會開催を要請した。

九月二十二日理事會は議長レルーの提議に基いて「日支兩國に對し此上事態を重大化せしめ、或は問題の平和解決を妨ぐるが如き行爲を避くるやう至急要求すること」又「日支兩代表と協議し兩國人民の生命の安全、或は財產の保護を危殆ならしむること無くして、兩國の軍隊を兩國が卽時撤すべき適當なる方法を見出すこと」の二條件を採擇し日支兩國に通牒した。

而して又翌二十三日英、佛、獨、伊、西の五國代表が秘密會議をやり、議長レルーの名を以て以下三ケ條を非公式に日本に申し入れて來た。

1、滿洲に於ける事態は刻一々重大を加へつゝあるものと認められる。依つて列國は日支側各二名聯盟側より東京及び南京に駐在する外交官から三名、合計七名の調査委員を選拔して奉天に急行せしめる。

2、右委員は日支兩係爭國が紛爭の擴大防止に努力しつゝありや否やを確かめ、之を聯盟理事會に報告し且つ軍隊撤退の行はるゝ場合は之が監視をも行ふ。

3、調査委員に大公使館附武官を加ふることを日本が忌む場合は、純然たる文官のみを以て組織するも可以上の案に就き速かに日本の同意を求むること。

これに對して我が芳澤代表は「日支以外の外國の干渉に對し絶對反對」なる旨を表明して直接交渉解決の意圖を明かにしたのである。また英代表セシルも日本の主張を支持した。

聯盟理事會はついで九月三十日左の如き決議を可決した。

九月三十日決議

「理事會は

1、理事會議長が日支兩國に致せる緊急通告に對する右兩國の回答及該通告に從ひ爲されたる措置を了承す。

2、日本が滿洲に於て何等領土的目的を有せざる旨の日本政府の聲明の重要なるを認む。

3、日本政府は其の臣民の生命の安全及其財産の保護が有效に確保せらるゝに從ひ、日本軍隊の撤退を出來得る限り速に續行すべく、最短期間內に右の意嚮を實現せんことを希望する旨の日本代表の聲明を了承す。

4、支那政府は日本軍隊撤退の續行竝支那地方官憲及警察力恢復の成就に從ひ、鐵道附屬地外に於ける日本臣民の安全及其財産の保護の責任を負ふべき旨の支那代表の聲明を了承す。

5、兩國政府が兩國間の平和及良好なる了解を攪亂する虞ある一切の行爲を避けんことを欲するを信じ、兩國政府は各自に事件を擴大し又は事態を惡化せざる爲の必要なる一切の措置を執るべしとの保障を、日支兩國代表より與へられたる事實を了承す。

6、兩當事國に對し其間の通常關係の恢復を促進し、且之が爲前記約定の履行を續行且速に終了する爲兩國が一切の手段を盡すべきことを求む。

7、兩當事國に對し軍態の進展に關する完全なる情報を屢々理事會に送らんことを求む。

8、緊急會合を餘儀なくするが如き未知の事件發生せざる限り、十月十四日（水曜日）同期日に於ける事態審査の爲更に壽府に會合す。

9、理事會議長が其同僚特に兩當事國代表の意見を求めたる後、事態の進展に關し當事國又は他の理事會員より得たる情報に依り、前記理事會招集の必要なきに至れりと決定する場合は、右招集を取消すことを議長に許可す。

右の如き決議採擇前支那代表は「日本の軍隊及警官の迅速且完全なる撤退竝に完全なる原狀恢復を確保する爲に、理事會の計畫すべき最良の方法は中立の委員會を滿洲に派遣することなり」との國府の意見を開陳した。

支那が聯盟に對して盛に哀訴叫號して日本の軍事行動停止を策して居る間に、時局は進展して我軍の錦州爆擊となつた。事變直後奉天城を退却した張學良は錦州に臨時遼事政府を組織して抗戰策源地とし盲動を續けつゝあつたのである。我が軍は當然自衞權を發動して之が掃蕩を開始したが、支那側盛んに宣傳に努めた結果聯盟當局に大衝動を與へレルー議長は十月九日、

「日支兩國が理事會に於て事態を更に惡化せしむるが如き行動を取らざるべきことを誓約した事實を想起す」

とて事態惡化を中止するやう強硬に勸告したのである。他面米國でも錦州攻擊に對する輿論惡化して、國務長官ステ

ムソンは聯盟宛米國も紛爭處理に協力する用意ありと通告した。

現地事態の進展に對して十月十三日聯盟は理事會を開會したが、支那代表の演說後芳澤代表は立つて

「日本政府は居留民の生命財産の安全が確保され次第直ちに原駐地に撤兵する方針である。但し單なる一片の空論を以て紛糾せるこの問題を解決することは出來ぬ。よろしく現實に卽し過去の經驗を基礎とし、實際的の解決を與へることこそ聯盟の使命である」

と日本の立場を宣明して實際的解決の方途に出づべき事を勸告した。理事會は間もなく結論を見出さず散會したが、日支兩代表を除く理事國代表會議を開いて米國をオヴザヴアーとして招請する議を決定した。日本は絕對的に之に反對した。米國は欣然應諾して總領事ギルバートを派遣する旨回答した。

更に聯盟理事會は十月十八日より二十日まで日支兩代表を除く秘密會議に入り、日本政府に對する忠告案を決議すると共に次の如き卽時撤兵要求案を議決した。

決議案

1、九月三十日の決議中に於て日支兩國政府が理事會に對して爲したる「日本政府は引續き日本人の生命財産の安全が有效に保障さるゝに從ひ、引續き出來得る限り迅速に鐵道附屬地に向つて軍隊を撤退すべき」旨の聲明竝に中國代表が爲したる「中國政府は鐵道地帶外の地域に於ける日本人の生命財産の安全に對する責任を執るべき」旨の聲明及び「滿洲に住む日本人の有效なる保護」を意味する誓約を想起す。

2、日支兩國政府は「現在の事態を更に惡化せしむる虞れある一切の方策を執らざるべきことを確言したる」により、從つて一切の攻擊的政策若くは行動に訴へざるべき義務を負ひ、且つ敵對的煽動取締の方策を執るべき義務をも負ふものなることを想起す。

3、日本代表が「日本は滿洲に何等領土的企圖を有せざる」旨を聲明したる事實を想起し、此聲明は國際聯盟規約竝に締約國が「支那の獨立及び領土的行政的保全を尊重すべきこと」を約する華盛頓九箇國條約（一九二二）の規定に一致するものなることを認む。

4、理事會は如上の確言竝に誓約を履行することが、日支兩當事者間の正常關係を回復する上に必要缺くべからざるものなるを確信し、日支兩國政府に對し以下各項を要請する。

（甲）日本政府は直ちに其軍隊の鐵道附屬地への撤退を開始し、且つ之を漸進的に繼續して理事會の次期會合日（十一月十六日）までに全部の撤退を實行すること。

（乙）支那政府は其一般的誓約を實行する爲、滿洲に居住する全日本人の生命の安全に對する責任を執り、且つ撤兵に依つて影響さるゝ領域を接收する爲、此地域に於ける日本人の生命財産の安全を確保するが如き取極めを行ふこと、更に支那政府は如上の目的を遂行すべき支那官憲と他の外國代表者とが協力することに同意し、此等の外國代表者をして支那官憲による右取極の實行を注視することを得しむべきこと。

5、理事會は日支兩國政府が各々直ちに代表者を任命し、撤兵に關する一切の諸點を實行すべき細目の取極めを爲し、且つ撤兵されたる領域の接收を行ひ、此實行が遲滯なく圓滑に進行するの途を講ずべきことを勸告す。

6、理事會は日支兩國政府が撤兵の完了次第、直ちに兩國間の未決問題特に最近の事變により生じたる諸問題竝に滿洲の鐵道狀態に起因する現在諸難點に關する諸問題に就き、直接交涉を開始すべきことを勸告す。此目的のため理事會は兩當事國が和協委員會若くは此種の當設機關を設立すべきことを提議す。

7、理事會は來る十一月十六日まで休會し、同日再び事態の審議を再開すべき事を決定す。但し議長に對し必要と認むる場合は右期日よりも早く會議を招集し得べき權限を賦與するものとす。

斯樣な議決に對して日本は斷乎たる態度を以て「軍隊全部を滿鐵附屬地內に歸還せしめるが如きことは、事態を更に惡化せしめ帝國臣民の安全を危險に暴露する」と反擊すると共に、日支直接交涉の原則的主張を毫も變せざる意圖を明かにしたのである。

この決議に對し遂に十月二十四日聯盟は表決を爲し「十三對一」を以て日本は所謂名譽の孤立に當面したわけであるが、かうした聯盟の空氣の中に現地の狀況は刻一刻と發展して地方　は獨立政權の宣言を見ると共に、他方滿洲獨立國政府樹立の氣運は全滿に漲つて準備は著々進捗しつゝあつた。

十一月十六日休會中の聯盟理事會は、パリに再會せられ約四週間に亘つて事態の研究討議に沒頭した。この間再び錦州攻擊が開始され聯盟の空氣惡化を見、ブリアンは錦州地方の中立地域設定を提議し、之に呼應して中國政府は代表施肇基に「英、米、佛、伊四中立國の駐支軍隊を速やかに錦州に派遣し、日支兩軍の間に駐紮し中立地帶を設ける」ことを提議せしめたのであるが、日本は先づ支那軍の山海關以南撤收を主張して讓らず實現をみなかつた。

十一月二十一日日本は九月三十日の決議を尊重せることを述ぶると共に、滿洲支那を含む平和攪亂の排日貨運動を調査研究し、具體的に事件解決の方途を見出す爲、權威ある調査委員會を極東に派遣するやう聯盟に提案してゐたがこの提案は理事會の歡迎する所となつて十二月十日全會一致左の決議を採擇した。

十二月十日決議

「理事會は

1、兩當事國が嚴肅に遵守する旨宣言し居れる、一九三一年九月三十日理事會全會一致可決の決議を再び確認す。

依て理事會は右決議の定むる條件により、日本軍の鐵道附屬地內撤收が成るべく速かに實行せられんが爲、日支兩國政府に對し右決議實施を確保するに必要なる一切の手段を講ぜんことを要請す。

2、十月二十四日の理事會以來事態更に重大化したるに鑑み、理事會は兩當事國が此上事態の惡化するを避くるに必要なる一切の措置を執り、又此上戰鬪又は生命の喪失を惹起することあるべき一切の主動的行爲を差控ふべきを約することを了承す。

3、兩當事國に對し情勢の進展に付引續き理事會に通報せんことを求む。

4、其他の理事國に對し其關係地域に在る代表より得たる情報を理事會に提供せんことを求む。

5、上記諸措置の實行とは關係なく。

本件の特殊なる事情に顧み、日支兩國政府に依る兩國間紛爭問題の終局的且根本的解決に寄與せんことを希望し

國際關係に影響を及ぼし、日支兩國間の平和又は平和の基礎たる良好なる了解を攪亂せむとする慮ある一切の事情に關し、實地に就き調査を遂げ理事會に報告せんが爲五名より成る委員會を任命するに決す。

日支兩國政府は委員會を助くる爲め、各一名の參與委員を指名するの權利を有し、兩國政府は委員會が其必要とすべき一切の情報を實地に就き入手せんが爲の各般の便宜を委員會に供與す。

兩當事國が何等かの交涉を開始する場合には、右交涉は本委員會所定任務の範圍内に屬せざるべく、又何れかの當事國の軍事的施措に荷も干涉することは本委員會の權限に屬せざるものと了解す。

本委員會の任命及審議は日本軍鐵道附屬地外撤收に關し、九月三十日の決議に於て日本政府の與へたる約束に何等影響を及ぼすものに非ず。

6、現在より一九三二年一月二十五日に開かるべき次回通常理事會期迄の間に於て、本件は依然理事會に繫屬するものにして、議長に於て本件經過を注意し若し必要あらば新に會合を召集せんことを求む。

この決議に基いて一九三二年二月四日調査委員會は、リットンを團長として委員五名隨員數十名の一團を編成して歐洲を出發した。日本は駐土大使吉田伊三郎參與委員となり、支那側は顧維鈞參與委員として參加した。二月二十九日横濱に到着して上京し一週間滯在、朝野の人士と會見し意見の交換を行ひ、上海に渡り支那側要人と會同じて談議し、南京に行つて政府首腦部と會見後漢口經由北京に到着した。而して四月滿洲に入り各地を調査し、六日北京に歸着、七月再度日本を訪問し内田外相と會見の上北京に還つて調査報告書の整理起草に着手したのである。九月三十日報告書が完成して十月二日全世界に向つて公表された。結論より第十章に亘る膨大なもので内容の照會は省略するとにする。

所謂リットン報告書はかくして一九三三年二月二十四日聯盟總會に於て採擇の表決が行はれ「四十二對一」を以て採擇を見た。日本は聯盟と正面衝突して遂に昭和八年三月二十七日聯盟脫退の詔書煥發せられ、完全に名譽ある孤立に還元したのは今尙吾人の記憶に新なることである。世界を向ふに廻して滿洲建國の大業に勇躍した過去を追想するとき、吾々は無量の感慨なきを得ない。

八、國際聯盟依存外交 ——上海事變——

昭和七年（一九三二年）一月二十八日上海事變が勃發するや國際聯盟支那全權代表顏惠慶は、二月十二日次のやうな聯盟總會召集を要請する旨の通牒を聯盟事務總長に交附した。

「聯盟規約第十五條第九項に據れば、第十五條に據る一切の場合に於て紛爭を聯盟總會に移すことは理事會の權限に屬すれども、同時に紛爭を理事會に附託したる後十四日以内に紛爭當事國一方が請求をなすことを條件に、理事會は紛爭を總會に移すべきものなり。而してこの時日の制限あるに徵し、中國政府はこゝに上述の紛爭を總會に附託することを要求するの已むなきに至れり。

併乍ら若し理事會が自ら進んで上述の紛爭を總會に移し、若くは理事會に與へられたる一般的權限に基き、紛爭審理のため總會を召集することが理事會の意圖であり、且つそれを欲すれば中國政府はその要求を撤回する用意を

有するものなり」

これに對して理事會は二月十六日長文の總括的日本勸告書を決議し我が代表に手交したのである。

當時に於ける聯盟の空氣を知ると共に所謂國際聯盟體制維持の爲、いかに彼等が汲々たりしかを知るよすがともなるので冗長の嫌ひあるも全文を揭げることにする。

「理事會議長は一月二十九日兩當事國に對し、その同僚の名に於てなしたる要請中―國際關係の維持は獨り相互の協力及び尊重に依りてのみ保障せられ得べく、苟くも恒久的性質を有する解決は、決して軍事的にもせよ、又假令經濟的にもせよ、力の使用に依りては獲得し得べからざるものにして、現在の情勢が繼續すればする程、兩國國民間の不了解は擴大し、共結果は紛爭の解決を一層困難ならしめ、又重大なる損害を與ふるところ單に直接關係ある兩當事國に對してのみに止らざるべき―旨述べたり。

今日日支兩國理事を除く各國理事は、日本國政府に對し現下の紛爭に於て、其聯盟國たり且つ常任理事國たるの名が、日本に課する特殊の責任と節制の義務とを同政府に於て認めらるゝ樣、緊急なる要請を爲すの義務あり。極東に於て過去數箇月間に發展せる事態は、兩當事國承諾の下に任命せられたる調査委員會に依り殘る所なく研究せらるべし。然るに同委員會の組織後上海及び同地方に於て、輿論の動搖を增したる該事件發生し、今尙發生しつゝあり。

右等事件は多數國居留民の生命及び利益を危殆ならしめ、且つ世界が其通過しつゝある危機に際し、遭遇する特別の困難を更に大ならしめたるものなるが、右等事件は軍縮會議に對し新なる重大障害を生ずるの虞あり。

十二國理事は日本が主張せる苦情を決して忘却せず、十二國理事は國際社會の一員として其義務及び責務を常に細心に遵守し來れる各聯盟國の當然有すべき一切の信賴を過去數箇月間日本に對し與へたり。

然れども十二國理事は國際紛爭の解決は、決して平和的手段以外に依り、求めらるべからざる旨の巴里條約の嚴肅なる約束に關し、日本に對し今一應注意を喚起す。

十二國理事は支那が共領土內に展開しある鬪爭の當初より、對日紛議を聯盟に提出し、且つ平和的解決を目的とせる聯盟側該提案を受諾すべき旨約せることを認めざるべからず。

十二國理事は聯盟規約第十條の條文に依れば「聯盟國は聯盟各國の領土保全及び現在の政治的獨立を尊重し、且つ之を維持すべき」旨約し居ることを想起せんと欲す。

十二國理事は友誼上より右規定に關し注意を喚起するの權利あり、十二國理事の意見に依れば右規定の結果、規約第十條を無視して行はれたる聯盟國領土の保全侵害及び共政治的獨立の毀損は、決して聯盟國に依り有效、且つ實效的と認められ得ず。

日本は世界輿論に對しその對支關係に於てその態度の正當且つ穩健なることを示すべき重大なる責任を有し居れり。日本は既に一九二二年締約國が明白に中國の主權、獨立並びにその領土的及び行政的保全を尊重すべき旨約せる九國條約に署名せることに依り、上記責任を最も嚴肅なる條文に依り承認せり。

各國理事は日本に對し、その崇高なる名譽の觀念に訴へ、その特殊の地位並に世界各國が平和の組織及び維持に參與せる一員として、同國に與へたる信任に伴ひ、その負ふべき義務を認めんことを求む。」

かゝる勸告を接受した日本側は芳澤外務大臣より抗議的強硬回答を發して、問題の解決は具體的處置を含む提案でなければ無意義なる旨を強調した。

二月十九日聯盟理事會が開かれた席上、支那代表顏惠慶は上海事變に對して「今や四萬餘の日本兵が上海に駐屯し四十隻の日本軍艦が上海附近に停泊して、日本軍は共同租界を依然根據地とせるため、上海は今や恐怖時代が現出するに至るべし」と述べて理事會の同情を喚起するに躍氣となつた。

更にまた「駐華英國公使ラムプソン氏斡旋の下に中日兩國軍司令官の間に和解の交渉進行しつゝある際、今や日本は十九路軍に對し最後の通牒を突つけて、その期限は二十日を以て終らんとし、十萬の精銳が相鬪はんとするこの際上海の情勢は到底吾人の忍ぶ能はざるものなり。

故に余は聯盟理事會に對し日本の攻擊的行動を中止するため、平和維持の手段を即時考慮し實施されん事を要請するものなり。

日本軍はその最後通牒において中國軍隊に對し自國の領土なるにも拘はらず、二十キロの撤退を强要し、自らは何等これに應ずる撤退を爲さざるその眞意那邊にあるや吾人の諒解し能はざる所なり。

十九路軍長蔡廷楷氏は、自分の軍隊は政府の命令に從ひ外國の侵略を防止するものなりと宣言せり云々」と速に理事會が戰爭防止の爲緊急の處置を講ぜんことを要望した。

理事會議長は日本代表に對して、最後通牒の延期方を本國政府に電請するやう要求すると共に、支那政府の要請を入れて理事會は三月三日に聯盟總會を召集する案を可決した。

一方現地の情況は刻々切迫し聯盟の干涉も次第に强化せられてくる形勢になつたので、日本側は二月二十六日現地國際會議開催を提案して、二十八日英國東洋艦隊旗艦ケント號上に於て英提督ケリー、野村司令官、松岡特使、支那側の顧維鈞、十九路軍參謀長黃强等の會談が開かれて情勢は幾分緩和して來た。

聯盟に於ては着々三月三日總會召集の準備をなし、既定の通り三月三日午後十一時開會し議長ボンクウルは「上海に於ける日支兩軍衝突の結果規約第十五條を援用して紛爭を審議するのやむなきに至れるが、日本代表佐藤尚武大使が巧に紛爭の處理に當り紛爭解決への障害除去に結局同意されたる事は感謝に堪へない。

我々は紛爭の見極めをつけねばならず又その覺悟であるさせねばならぬ。聯盟は今回の日支紛爭を解決しここに聯盟の實力を增加

理事會は從來日支兩國の拒否し來つた所を結局受理せしめるに至つたのである。余は今朝上海に於ける日本軍の攻擊が終りを告げたとの通告に接した。停戰案が日支兩國の受諾する處となつた結果、特別總會の召集が決定された當時に比し大いに事態を好望に導くものである。理事會は最も重大なること卽ち名譽を維持したのである。」と挨拶を述べた。そして總會は翌四日、日支双方に對する停戰確保要請の決議を爲し三月十一日次の總括的決議案を可決するにいたつた。

國際聯盟決議案（全文）（一九三二年三月十一日發表）

1、聯盟總會は聯盟規約の規定が現下の紛爭に全部適用せらるべきものなる事、殊に左の諸點に關し然るべきもの

なる事を考慮し、

(一) 條約の嚴重なる尊重の原則。

(二) 聯盟各國の領土保全及び現在の政治的獨立を尊重し且外部の侵略に對し之を擁護する事につき聯盟國の爲したる約束。

(三) 聯盟國間に發生する一切の紛爭を平和的解決方法に附すべき聯盟國の義務。

當時の理事會長ブリアン氏が一九三一年十二月十日の宣言中に表明せる原則を以て總會の原則となし、十二國理事は一九三二年二月十六日日本政府に對してなせるその要請中に「規約第十四條を無視して行はれたる聯盟國の領土保全の侵害及び其の政治的獨立の毀損は決して聯盟國に依り有效且つ實效的と認められゝ事を得ず」と宣言して再び右原則を援用したる事を想起し、國際關係を規律する原則及び聯盟國間の紛爭の平和的解決にして上に想起せられたるものは世界の平和組織の支柱の一をなし、第二條に「締約國は相互間に起ることあるべき一切の紛爭又は紛議は其性質又は起因の如何を問はず平和的手段に依るの外之が處理又は解決を求めざることを約す」旨規定せる巴里條約と全然調和するものなることを考慮し、總會に附託せられたる紛爭解決の爲總會が終に於て執るべき措置に至る間、上記の原則及び規定の强制的性質を宣明し且つ聯盟國は聯盟規約及び巴里條約に反する手段に依りて獲得せらるゝ事あるべき一切の事態、一切の條約及び一切の協定を認めざるの義務ある事を宣言す。

2、總會は日支紛爭の解決が當事國の一方の武力壓迫の下に於いて求められ得べきことは規約の精神に反することを確認し、一九三一年九月三十日及び同年十二月十日兩軍當事國の協力を得て採擇せられたる一九三二年三月四日の總會自身の決議をも併せて想起し、又上海の租界に於いて特別の利益を有する聯盟國が右目的の爲め凡有助力を致すの用意あることを了承し、之等の諸國に對し必要の場合に於いて撤退地域內に於ける秩序維持の爲め協力せんことを要望す。

3、總會は本件紛爭に對し聯盟規約第十五條所定の手續を適用せんとする旨の一月二十九日中國政府の爲せる要求に顧み、規約第十五條九項に基き紛爭を總會に附託せんとする旨の二月十二日支那政府の爲せる要求に顧み、總會が支那政府の要請の目的たる紛爭全般の附託を受けたること及び規約第十五條第三項所定の和解手續及び必要の場合同條第四項所定の勸告手續を適用するの義務あることを考量し、一九名即ち委員長を擔當すべき總會議長、紛爭當事國を除く理事國祕密投票により選擧せらるべき他の六名の聯盟國代表より成る一委員會を構成すべきことを決定す。總會の名に於いて且つ其の監督の下に職制を行ふべき右委員會は左の任務を有すべし。

(一) 敵對行爲の停止を決定的たらしむべき且一九三二年三月四日の總會決議に從ひ日本軍の撤退を規定すべき取極締結に關する報告を能ふ限り速に作製すること。

(二) 一九三一年九月三十日及び十二月十日理事會決議に基き兩當事國の合意を以て紛爭解決準備方に努力し且つ總會に說明書を提出する事

(三) 規約第十五條第三項に基き兩當事國の合意を以て紛爭解決準備方に努力し且つ總會に說明書を提出する事

(四) 國際司法裁判所に對し諮問的意見を求むる事を必要に應じ總會に提議すること。

(五) 場合により規約第十五條第四項所定の報告案を準備すること。

（六）必要と認めらるゝ一切の緊急措置を提議すること。

（七）能ふ限り速に且つ遅くも一九三二年五月一日迄に事態に關する第一回報告を總會に提出すること。

總會は理事會に對し必要なる意見と共に同理事會が總會に通告するを要すと認むる資料を委員會に通告せん事を依頼す。

總會は會期を繼續し議長は其の必要と認むる場合直ちに之を召集することを得。

この決議案成立と共に聯盟では十九ケ國委員會を組織して調停を試みようと企てたが、日本側の反對で實現をみなかつた。

現地上海に於ては聯盟と呼應して英國側が停戰交渉の仲介に當つて引續き三月十四日より停戰問題の協議に入つた。英國公使ランプソンが茶話會の形式を以て主催し日支代表を中心に米、佛、伊の各公使、總領事、駐在武官等會同して談合を進め大綱を作成した。數次の會談を經て三月十九日豫備會議を開いて協定草案をまとめ日支双方意見の一致をみた。

そして三月二十四日より四月十日まで本會議を續會して協定事項を議し了り、いよ〳〵逐條審議に入ることになつたが、虹口公園爆彈事件が突發して日支兩代表共負傷し一時停滯の止むなきに立ち到つたのである。

現地の停戰會議の進捗に應じてジュネーブでは四月二十九日日支停戰協定國際聯盟特別總會が開かれ上海問題決議案を上程して翌三十日之を可決した。

聯盟臨時總會の上海問題決議案（全文）（一九三二年四月三十日）

總會は、

1、敵對行爲の停止を決定的ならしめ且つ日本軍の撤退を規律すべき協定締結の爲め、上海租界に特別の利害關係を有する列國の陸海軍官憲及び文官の援助を以て、日支代表者に依り交渉の開始せらるべきことを、三月四日及び十一日の總會決議が勸告し居るに鑑み、

2、三月四日及び十一日の總會決議中に豫期せらるる協定は現地に於てのみ締結せられ得べきを以て、總會の委員會が交渉員に代ることは、共の任務に非ざるも右交渉に代表せらるゝ各國は、若し右交渉の進捗中に又は前記協定の實施に於て重大なる困難に遭遇するときは「總會の爲に且つ共監督の下に任務を遂行する」委員會に對し、右の困難を通告するの權利を與へられたるに鑑み、

3、交渉は前記の決議に遵ひ繼續さるべく、當事國の何れも右決議と兩立せざる如き條件を主張するの權利を與へられざるに鑑み、

4、總會の委員會に通告せられ且つ兩當事國に依り受諾せられたる休戰案の諸條件を了承し、

5、右條件が右決議の精神に合致するものと考慮し、

6、右案第三條に於て、日本政府は一九三二年一月廿八日の事件前の如く、共同租界及び虹口の租界外道路へ、共軍隊の撤退を實行すことを約するを特に了承し、

7、右撤退が近き將來に於て爲さるべきことは、三月四日及び十一日の決議の精神に合致するものなることを宣言し、

8、三月四日の決議は日本軍が全く撤退せられたるときに於て初めて完全に履行せらるべきものなることを宣言し

9、協定案は、相互の撤退を認證し、且つ撤退日本軍より日本軍撤退と同時に引繼を受くべき交代中國警察への引繼の取運びにも協力する爲の中立國を含む共同委員會の設置を規定するを了承し、

10、右委員會は、其最善と思考する方法に於て、第一、第二及び第三條の實施を其決定に從ひ監視することを滿足を以て了承す。第三條は一月二十八日の事件前の如く日本軍の完全なる撤退を規定す。

11、協定案第一、第二及ひ第三條の實施を監視すべき委員會の協定案第三附屬書中に規定せらるゝが如き權能は、前揭諸條の規定の何れかの實施に於ける何等かの懈怠に關し、該附屬書に規定せらるゝが如き方法に於て爲されたる決定に從ひ注意を喚起するの權能を包含すべしとの意見なり。

12、當事國に對し速に締結に達する爲交涉を續行せんことを熱心に勸告し、且つ上海租界に特別の利害關係を有する政府に對し、右目的の爲に引續き協力せんことを要請す。

13、三月四日及び十一日の決議中に規定せらるゝ如く締結に至らざるときは、本問題は必然的に再び總會に持來さるべきことを明白に指摘す。

14、上海租界に特別の利益關係を有する國の政府に對し、共同委員會が其の任務に依りて有すべき情報にして、該委員會に於ける各自の代表者に依りて右政府に供給せられたるものを、國際聯盟に移牒せんことを要請す。

之に對して我が長岡代表は日本が規約第十五條に對する留保を聲明してゐるのを理由に棄權した。

聯盟のかうした空氣の中にあつて停滯して居た現地停戰會議は幾多の迂餘曲折を經て遂に五月五日調印を見ることになり植田、重光の日本代表、支那郭代表は夫々病床で調印をすつた。支那側の聯盟依存外交によつてさしも紛糾した上海事件もこゝに解決をみたのである。終りに日支上海停戰協定全文をかかげる。

日支上海停戰協定　（全文）

第一條　日本國及び中國の當局は既に戰鬪中止を命じたるに依り、一九三二年五月五日より停戰が確定せらるゝことに合意せらる。雙方の軍は其統制の及ぶ限り一切の且凡ゆる形式の敵對行爲を上海の周圍に於いて停止すべし。停戰に關し疑を生ずるときは右に關する事態は參加友好國の代表者に依り確めらるべし。

第二條　中國軍隊は本協定に依り取扱はるゝ地域に於ける正常狀態の回復後に於いて追て取極めある迄、共現駐在地點に止まるべし。前記地點は本協定第一附屬書に揭記せらる。

第三條　日本軍隊は一九三二年一月二十八日の事件前に於けるが如く、共同租界及び虹口方面に於ける租界外擴張道路に撤收すべし。最も收容せらるべき日本國軍隊の數に鑑み、若干は前記地域の附近の地方に當分の間駐屯せしめらるべきものとす。前記地方は本協定第二附屬書に揭記せらる。

第四條　相互の撤收を認證する爲め、參加友好國を代表する委員を含む共同委員會を設置すべし。右委員會は又撤收日本國軍より交代中國警察への引繼を受くべし。右委員會の構成及び手續は本協定第三附屬書の定むる通りなるべ

し。

第五條　本協定は署名の日より實施せらるべし。本協定は日本語、中國語及び英吉利語の本文の間に意義の相違あるときは英利語の本文に據るべし。

二、滿洲・上海事變後の對日外交經過

滿洲上海兩事變とも國民政府は極力國際聯盟依存政策をとつて、對日壓迫を誘致し問題解決に有利な地歩を占めようと焦つたが、無力な聯盟にたよつても結局何程の效果も期待し得ないことがわかり、之が徒らに日本を刺戟して强硬態度をとらしむる結果に陷り、終には北支まで危くなつたので一九三三年五月三十一日塘沽停戰協定を結んで危局の收拾をなすことゝなつたのである。

さしも世界を震憾した滿洲事變もこの停戰協定によつて實質的に一段落を見たのである。いま停戰協定全文を記してみよう。

日支唐沽停戰協定

1、中國軍は速かに延慶、昌平、鹿鼎宮、順義、通州、香河、寶抵、林亭鎭、寧河、蘆台を綴る以西及以南の地に一律に撤退し、以後同線を越えて前進せず。又一切の挑戰擾亂行爲を行ふことなし。

2、日本軍は第一項の實行を確認するため、隨時飛行機及びその他の方法によりこれを視察す。中國側は之に對し保護及び諸般の便宜を與ふるものとす。

3、日本軍は第一項に示す規定を中國軍が遵守することを確認するに於ては、前記中國軍の撤退線を越えて進擊することなく、自主的に概ね長城の線に歸還す。

4、長城線以南にして第一項に示す線以北及び以東の地區内に於ける治柔維持は、中國側警察之に任ず。

5、本協定は調印と共に效力を發生するものとす。

この停戰協定によつてひとまづ北支の危機より脫した國府首腦部は、之より先將、汪の南昌會議の結果一九三三年五月三日新設された北平政務委員會（委員長黃郛）をして更に引續いで對日關係の調整に乘出さしめた。この政務委員會は歐米派の猛烈な反對があつたが、ともかく現實の不可避的要求より北支問題處理の爲黃郛に全權を委任して出來上つたものである。

北支問題に關する限りこの委員會が對日交涉の全權を把握して北支平靜化に努めたのである。

ところが翌一九三四年四月十七日支那人の所謂「四・一七聲明」即ち時の外務省情報部長天羽氏が「東亞の安定勢力としての帝國の使命」に關する談話を發表したが、之を契機として日支外交當局の間に聲明戰を展開し、支那人の對日感はまた更に惡化を見た。天羽聲明の要旨は次の樣なものであつた。

天羽聲明

1、日本は東亞に於ける平和及秩序の維持をなす責任を有し、且單獨になすを當然なりとす。日本は列國が東亞に

於ける平和及び秩序紊亂に導くことあるべき行爲は、その口實が如何なる形を執るにせよ、斷乎として反對する。

2、列國に於て支那に對し共同動作を執らんとするが如きことありとせば、たとへその名目は財政的援助といひ技術的援助であるにせよ、結局之等は支那に於ては政治的意味を帶ぶることは必然にして、從て日本としては主義として反對せざるを得ず。

3、各國が各別々に支那との經濟貿易上から交涉するが如きは、事實上に於ては支那に對する援助となるも、東亞の平和維持に支障を來さゞる限り、日本は之に干涉するの必要なきも、然し若し右の如き處置が東亞の平和維持を混亂するが如きことあらば、之に反對せざるを得ず。

例へば最近外國が支那に軍用飛行機、飛行術、軍事教官、顧問等を派遣し、又は政治借款を起すが如きは、結局中國と日本その他の國との間の關係を離間し、東亞の平和維持に反する結果を生ずることと明白なる故、日本としては之に反對せざるを得ず。

しかしこの聲明の結果右の様な情勢を惹起しはしたが、聯盟依存外交の重なる失敗により國府內部にもいくらか、覺醒の空氣も起つて居て、他人の褌で相撲とるやうな外交政策を止めて、何とか日支直接交涉により國交打開の道を發見しようと云ふ希望が濃化して來たことは事實である。加ふるに實業界は多年の國交惡化によつて極めて疲憊し、國交の正常恢復を希望することは切なるものがあつたのである。

斯うした微妙な空氣の中にあつて北平政務委員會は同七月一日に通車を、八月十八日には長城線古北口、喜峰口、

界嶺口、冷口、義院口に設關をと夫々實施した。ついで翌年一月には通郵も實施されたのである。

×

多少支那側の自覺と日本側の國交打開の希望と相俟つて一九三五年民國二十四年に入つて日支間國交打開、友好關係促進の空氣は一段と進んだやうである。

同年一月二十七日第六十七議會で廣田外相は所謂不脅威不侵略の對外原則を宣明すると共に「日支國交の常道化」「兩國利害關係の調整」「抗日運動の取締」等について演說し日支國交打開の希望を述べた。

日本側のかうした態度に對し、翌二月一日蔣介石は廣田外相の演說に呼應して「中國民過去の反日感情、日本の對支優越態度は、皆共同して改正し、敦友睦鄰の道を確立すべきである」又「我が同胞は常に堂々正々の態度と理智道義の指示とにより、一時の衝動及反日行爲を抑制し、以て信誼を示すべきである」との趣旨の聲明を發表した。

更に二月二十日汪兆銘は中央政治會議に於て行政院長兼外交部長の資格を以て廣田演說共鳴を表明すると共に、今こそ日支國交改善の最好機であると喝破して居る。つゞいて三月十九日立法院長の要職にあつた孫科も總理逝去十週年紀念に當り「謹んで日本朝野の人士に告ぐ」とて日支關係是正についての放送演說をやつたりした。

こうした日支國際情勢の好調的變化に隨つて、支那側當局と日本出先官憲との會見も度々行はれ、また支那經濟團體や學術團體等の日本視察などもあつて、日支間の空氣もとみにやはらいで來た。

ところが同年五月三日前にも一寸觸れた、天津親日新聞社長等の藍衣社員による暗殺事件が起つて、日本側の態度強硬化したが、支那側が日本の要求を全面的に承認して事件は落着した。

本事件に關して日本側の要求に應じ支那側のとつた實施要目は次の様なものである。

1　河北省主席于學忠、憲兵第三團並に北平軍事委員會分會政治訓練處の北支撤退。
2　憲兵第三團並に北平軍事委員會分會政治訓練處の北支撤退。
3　河北省黨部の撤退。
4　于學忠以下第五十一軍の六月二十五日以内の河北省撤退。
5　中央軍二個師團の河北省外移駐。
6　祕密機關の嚴重取締及撤去。
7　排外排日禁止令の全國的發布。

以上七ケ條の實施をやつたが、第七項の排日禁止令は別項所揭の通り六月十日「敦睦邦交令」として全國的に公布された。越へて六月二十八日には吾が梅津司令官、有吉駐支大使は夫々聲明を發表して排日運動の一掃敦睦邦交令の活用を要求した。

八月になると北支政情推移の狀況に卽應するため、政治機構の改革が實行せられ北平政務委員會が廢止せられて、北支の現實に對應して新機關設置の機運が要望せらるゝに至つたのである。

巍て十月二十日頃より河北省に民衆自治運動勃發し、遂に暴力を以て香河縣城を占領し、形勢險惡を加へ省內の各縣より天津にまで波及して重大化の恐れあつたが、省主席商震の鎭撫策奏效して大體同月末頃までに省內の運動は平靜に歸した。

十一月には五全大會が開催され、その第四次大會に於て蔣介石は別揭の如き對外卽ち對日演說をなし、蔣の演說を骨子とした對日外交に關する五全大會外交宣言を發表したこと前述の通りである。

さて北支の狀勢を見ると、同月十一日平津衞戍司令宋哲元は折柄開會中の五全大會に對して、政權國民返還要求の通電を發したが、山東省政府主席韓復榘も亦之に參加した。

また同月中旬薊密戰區督察專員殷汝耕は全國各團體に對し「國民黨並に國民政府より分離して、北支に完全なる自治を布く以外華北三千萬民衆を救ふ道なし」と宣言を發した。

茲に至つて俄然北支自治運動は更に本格的に擴大し勢の赴くところ燎原の火の如き有樣となつた。蔣介石は直ちに參謀長熊斌をさし向けて慰撫に當らしたが大勢を遂に阻止することが出來なかつた。しかして同二十五日には殷汝耕を主班とする冀東防共自治委員會が通縣に設立されたのである。

かゝる北支自治要求の運動に對處するため、國民政府は急遽行政院駐平辦事長官兼軍政部長何應欽を北平に遣はした。何は十二月三日北平に到着して宋哲元・チヤハル主席蕭振瀛・北平市長秦德純・國府代表福建主席陳儀・江西主席熊式輝等及び日本通の何競武・呂咸・李澤一等と會合して對策を練つた。その結果何應欽は宋哲元を首班とする北支二省二市の自治機關として冀察政務委員會を設立することとして南京に還り右の報告をなした。

國府は右解決案を採擇して宋哲元・萬福麟・王揖唐・劉哲・李廷玉・賈德耀・胡毓坤・高凌霨・王克敏・蕭振瀛・秦德純・張自忠・程克・周作民・門致中・石敬亭・冷家驥の十七名を委員に任じた。こゝに冀察政務委員會は成立を見て北支の政務を掌理することとなつたのである。

北支の狀勢に對してはこの政務委員會が成立して一應明朗な空氣が漂つて來たものゝ、未だ全支の排日風潮は依然たる有樣で日本側は國交の全面的改善を要求して居たが、一九三六年昭和十一年一月第六十八議會に於て廣田外務大臣は、第六十七議會に於て宣明したと同樣趣旨の對支演說を爲すと共に、「日支關係の根本的調整親善關係の樹立、日滿支三國關係の調整、東亞に於ける共禦の防止」の所謂對支三原則について說明した。之に對し國民政府側も右三原則を全面的に承認することについては難色を示したが、ともかく根本に於ては贊意を表し國交調整の交涉に應ずる意圖を明かにした。

此如く日支國交調整に關し兩國當局は漸次大局的に空氣の轉換につとめつつあつたが、一月末有吉大使は歸國して次いで三月有田大使が新任せられた。しかるに廣田新內閣が二・二六事件後多難な時局を背負つて登場するや、有田大使は外務大臣になり川越大使がその後を襲つた。

五月になつて、國民政府外交部長張群は中央黨部紀念週に於て、一般國際情勢について演說すると共に特に日支關係について別項記載の通り邦交演說をなした。これは有田新外相が第六十九特別議會に於てなした外交方針に呼應したもので、日支相共に根本的國交打開の機運は頗に熟して來たことが看取せらるに至つた。

ところが同年十二月蔣介石が西安に國防會議を開くや、かねて共產派に煽動せられ且つ敗殘の身を啣ちつゝあつた張學良は、突如蔣介石を監禁して所謂西安事件が突發し內外に一大衝動を與へた。

この大事件は結局種々のことが宣傳せられはしたが、蔣が國共抗日聯合戰線結成對日卽時開戰を承認して一命を拾つてけりがついた。これより後は好轉しかゝて居た日支關係も俄然反轉して、日支卽時開戰の叫號が全支を支配するやうになつてしまつた。

かくてその後約半歲、遂に支那側の挑戰により不擴大方針を一して、一大修羅場に相見ゆるの餘義なきにたち至つたわけである。

むすび

事變前に於ける革命支那が終始一貫民族的要求として熱烈に世界に向つて提示してきたものは既述の通りその半殖民地化よりの解放脫却であつた。最近三國同盟締結に際して新南京政府主腦汪銘のやつた聲明にもこれを述べて居る。この點舊南京政府と新南京政府とを問ふ處ではない。

ともあれ現代支那の根本要求がその歐羅巴的半殖民地化より脫却して自由獨立の新支那建設にあることは言を俟たない。

ところで舊南京政府時代を振回つてみると彼等舊政府の指導者連は日本開國以來の東亞歷史の進行について深い認識を缺いて居たのではないか。日露戰後日本の辿つて來た道は東洋保全換言すれば歐羅巴的東洋殖民地化の排除擊退であつた。勿論中途に於てこの本筋より時に脫線的傾向を取つたこともなかつたとは言へないが本筋を歩く日本の方向に誤りはなかつた。

革命後の新支那の指導者等は維新後の日本殊に日露戰後の日本を見て自分等も一個獨自の力を以て日本と同じく不平等條約を改訂し歐羅巴的殖民地化より脫却し得るものと考へたやうである。

その見識と自覺とは元より東洋の爲に大いに慶賀すべきことであるが、その方策に到つては實に支那四千年の民族性的外交術策を一歩も出でず以夷制夷式の對外交に終始し共同目的に邁進すべき筈の日本をもその駈引外交の對象としてしまつたのである。かうした彼等の必然的東洋史の大潮流に盲目であつたことこそ遂に東亞の大悲劇を生むに至らしめた理由である。

併しこのことは穴勝ち彼等支那側指導者のみを責むるわけにもゆかない。曾て戴天仇の著した日本論を見ると實に興味ある次の事が述べられて居る。

これによると戴天仇は大正二年の春孫文の秘書として來朝し四十日あまり東京に滯在したがその間彼が尤も忘れ難いものは孫と桂太郎との會見であつたといふ。この會見は前後十五六時間に及んだ。

桂の言ふには「日本は露を打敗つたので既に今日聯英の必要がなく現在では太平洋上日英は完全に敵對的地位に立つた。今後日本の活路東方民族唯一の活路は英露の接近を遮り日獨同盟を結び對英作戰を練り英國覇權の打倒を策さねばならぬ。これは日本獨りの問題でなくダーダネルス海峽から太平洋に至る全東方民族の運命で何れもこの計畫の成敗如何にかかつて居る。

先年露都に赴いて日獨同盟を計つたが先帝の病篤く急遽歸國し遂に停頓した。今先生（孫文）の日本に對する勸告の策略は全然余の志である。中國に先生ある以上今後憂を抱く要がないであらう。現今世界に英帝國を倒し得る者は余と先生と獨逸皇帝の三人あるのみである。

日本は大陸に於ける絶對的保障を得て全力を盡して米濠兩大陸に發展するのが日本民族生存發展の本筋である」云々。

右のやうな大經國の會談をやつたやうだが、孫文は桂の死後「日本は今や共に天下の大事を語るに足る政治家なく東洋大局の轉移は更に現在の日本に望むこと能はざるに至つた」と嘆歎し桂亦臨終に際し「余は袁を倒し孫を扶け東洋民族獨立を成就する大計を果すことが出來なかつた。之れ余が畢世の遺憾である」と洩したといふ。

吾々はこの兩雄の會談錄を讀み孫文亡き後の支那は敢て問はず桂亡き後の日本は果してどうであつたか。三思せざるを得ない。

第一次歐洲大戰後の戰時成金と滔々たる享樂的社會風教の頽廢、不景氣襲來と共に大正末期より全日本を席捲した思想的大混亂、この間に處して一國の興廢を左右する政治の無理想、飽くなき政權爭奪戰爭等々殆ど日本は亡國の道を驀進して居るかの狀態であつた。

かうした日本の混亂は世界的規模に於てはその提唱者たる米國すら參加を拒否した國際聯盟に加入して歐羅巴世界覇權の東洋的番犬となり大正十一年ワシントン會議の開催さるるや英米合作の日本制壓策に巧みに乘ぜられ昭和五年のロンドン軍縮會議には我が國防の三大原則を破壞し英米に屈服して城下の盟ひを爲したのである。

事ここに至つては日露戰後東洋諸民族間に得た絶大の信賴と敬畏とは地を拂はざるを得ない。殊に老獪極まる事大主義的支那民族の隣邦あるに至つては事容易でない。彼等は必然日本を輕侮し英米を誘ふて常に日本を牽制するを國際外交の常習手段とした。

遂に日本は日露の國運を賭した戰ひによつてかち得た滿洲よりの總退却さへもやらねはならぬ破目に陷入つたのである。當時責任ある人々の間に滿洲放棄說さへ流布される慘憺たる有樣であつた。日本民族の血氣尙ほ朽ちず滿洲事變は爆發し之を烽火として民族の正氣は活現して國內にも相繼いで維新的諸事件の續發をみたのである。そして東亞の大悲劇は亞細亞維新の序幕としてここに展開するに至つたのである。

日本民族殊に今日までの指導者の怠慢迷夢は現在の如き亞細亞の大慘劇を惹起せしめたが、その罪正に天人共に許さざるものがあらう。吾人は過去を思ひ現實を直視し將來を仰望して深く反省すると共に、日本の東亞に於ける必然的運命を明かに自覺して支那四億の民族は元より爾餘の東亞諸民族をも敎導し眞摯にその民族的要求に聽き彼等の信

を失はぬやうにして大東亞新秩序の建設に邁進しなければならぬ。

昭和十五年十一月二日印刷
昭和十五年十一月十日發行

【非賣品】

編者　通信調査會
發行者　東京市蒲田區女塚二ノ一四ノ二　米村嘉一郎
印刷人　湯澤重隆
印刷所　東京市芝區新橋六ノ十四　朝野社

發行所　東京市京橋區銀座西七ノ一　同盟通信社内　通信調査會
電話銀座二二一四

CL
NO. 1117

KANDA TOKYO
叢南堂書店

既刊調査報告目錄

	題名	著者	發行年月
一、	南洋印度等に於ける日本の海外放送に關する報告	白石源吉	昭和十四・七
二、	南洋印度等に於ける支那人の排日貨に關する報告	同右	同右
三、	歐洲兩陣營の軍備と經濟力	座間勝平	昭和十四・九
四、	國民黨對共產黨關係と國民政府戰時體制の內幕	吉川兼光	同右
五、	南洋印度等に於ける電氣通信事業視察報告	白石源吉	昭和十四・十二
六、	初期無線通信發達史	岡忠雄	昭和十五・四
七、	最近に於ける世界諸國の電氣通信事業	秋葉不二雄 鈴木藤治	同右
八、	國民黨の青年運動と三民主義青年團	本會	同右
九、	東南亞細亞視察報告	小野孝	昭和十五・五
一〇、	歐米の電氣通信事業の發達	中島武	昭和十五・六
一一、	米國の電氣通信私企業と國防との關聯	岡忠雄	昭和十五・七
一二、	支那財閥の解剖と在支外國資本の概況	本會	昭和十五・九

6.10.8
1.5-6